

一七二四年王令と乞食・流民の処遇

— マレシヨセとオピタル・ジェネラル —

大 森 弘 喜

第一章 一七二四年王令の意図するところ

第二章 マレシヨセの再編と乞食・流民の取り締まり

1. 一七二〇年のマレシヨセ改革

2. マレシヨセと乞食・流民

第三章 一七二四年王令へのオピタル・ジェネラルの対応

結びにかえて—一七二四年王令の「不首尾」を考える

一七世紀後半に全国主要都市にオピタル・ジェネラルが開設されたが、そこに入所したのは多くの場合、「労働により生活の資を稼げない」地元の労働不能貧民だったから、王令の主目標であった「貧民の怠惰の矯正」という目論見は、幾つかの例外を除いて果たせなかった。その後、世紀が変わっても民衆の生活苦は緩和されず、貧民の隊列は数を増し、歩けるものはパンを求めて町から町を流浪し、働けず歩行も困難なものは町のオピタル

ル・ジェネラルに身を寄せた。流民のなかには完全に社会との紐帯を断つて、森や林の中にねぐらをもって、盗みや掠奪を働く山賊や追剥ぎになり果てるものも各地に生まれた。

こうした事態に統治権力は力で対処しようとした。王権は、貧民が困窮を口実に物乞いの味を覚え、ますます懶惰に溺れているという認識を変えることはなかった。一七〇〇年七月二五日の王宣は次のように述べている。

「二六九三年の凶作と疫病は農村に在住する多くの者に、町とくにパリに出て必要な救済を探させることになった。そこで大概のものは物乞いの甘味を覚え、放埒で墮落した生活に馴染んだ。それはこれまでの辛く、絶え間のない労働で得たものよりも遥かに大きい実入りだった。九四年の神の思し召しによるすべての地方の豊作と、その後の人々の与えた心遣いでも、彼らをそうした生活から引き戻すことはできなかった。(中略) 信仰心と慎重さが、彼らに義務を思い起こさせるべく、あらゆる手段を採るように我々に求めている。もし彼らがそうした生活に固執するなら、彼らの怠惰に罰を与えよう。もし彼らが耕作や田舎の仕事を再び行い、穢れを知らぬ生活をするなら、我々は喜んで救済と慈悲を与えよう。」[Paulhe, p. 312]

第一章 一七二四年王令の意図するところ

一七一五年に即位したルイ一五世は、内政上の課題たる乞食と流民の撲滅に従来の路線を踏襲しつつも、新機軸を打ち出した。一七二四年七月一八日に発せられた王令は、その前文において先王の施策が不首尾に終わったことを率直に認め、その理由を次のように分析した。第一に、乞食と流民に関わる王令が幾つも発布された

が、王国全土に遍く施行された訳ではなかった。だから大都市を放逐された乞食・流民は一旦は他所に行くが、すぐに舞い戻ってしまった。第二に、各地に開設されたオピタル・ジェネラルは財源不足のために、閉じ込めた乞食を扶養しきれず、とくに身体健全な乞食には仕事も避難所も与えられなかった。最後に、再犯者への処罰も厳しくなく、また再犯者を識別することもできなかった、と総括した。[Code, pp. 459-464]

右のような認識にたつて、ルイ一五世は二四年王令でその欠落を埋める方針を打ち出した。第一の指摘に対しては、王国で未だオピタル・ジェネラルを開設していない都市に、その開設を強く促し、王国をさまよう貧民を出生地のオピタル・ジェネラルに閉じ込めようと図った。各地にオピタル・ジェネラルが開設されれば、王国を放浪し、都市に屯する乞食などを、出生地のオピタル・ジェネラルに收容できると考えたのである。このため、王令は、帰郷を望む貧民が旅の途次で後述のマレシヨセ(騎馬憲兵隊)などに捕捉されないような便宜を用意した。つまり、故郷に戻る貧民は最寄りのオピタル・ジェネラルに向って、「退去許可証 *conge*」やパスポートを発給して貰うことができる。それらの書類には、本人の生年月日と年齢、現住所、人相、そして帰郷の主要ルートと大体の日数が記入される。旅程の日数は一日四里を標準として算出されると定めた。同時に、マレシヨセに捕まらないように「四人以上の集団で旅をしてはならない」と釘を刺した。(第四条)

第二の指摘にある、財源不足は後段に見るように、王室の金庫から地方長官経由で潤沢な補助金をオピタル・ジェネラルに与えるとした。タール税一リールに付き三ドゥニの割合で徴収する税金を原資とする構想であった。したがって、一七二四年王令は、一六六二年王令の精神を踏襲して、ヨリ多くの労働不能貧民をオピタル・ジェネラルに收容する方針を表明したと云える。高齢貧民、病弱者や心身障害者、寡婦、孤児・捨子など生活の

資を稼げない貧民は、申請し出頭すれば、オピタル・ジェネラルに無料で入所でき、パンと寝床を与えられ、その年齢や能力に応じた軽作業が与えられることになった。(第一条)。

一七二四年王令の新機軸の一つは、「労働可能な壮健貧民 *pauvres valides, mendians valides*」の処遇を明示したことである。すなわち、「仕事がないために怠惰と物乞いの生活をしている」と主張する壮健貧民の口実を奪うために、(中略)彼らが二週間のうちに仕事を見つけれない場合には、オピタル・ジェネラルに志願する *'engager*」ことを許す(第二条)としたのである。これは一六六二年王令では(意識的に)無視されていた「労働可能な貧民」の存在を認め、その受け入れをオピタル・ジェネラルに委ねるという画期的な方針であった。「志願者」はオピタル・ジェネラルによりパンとベッドだけでなく、「仕事」を与えられるとした。王権が考えていた仕事は、橋梁や道路整備、城壁の補修など公共土木作業で、下士官の指揮の下、二〇人一組で行うこととし、日当の六分の一が報酬として支給される、と定めた。また「志願者」が生きるための方策を見つめるか、王の軍隊に入隊する場合はオピタル・ジェネラルからの退所が許されるとした。但し、許可なくオピタル・ジェネラルを抜け出し、元の怠惰な生活や物乞い生活に戻るなら、特別に訴追され、五年のガレー船漕役刑を課せると定めた。

王権は「怠惰はあらゆる悪徳の母である」との従来からの認識に基づいて、労働を厭う壮健な貧民をなんとしても労働戦線に復帰させ国富増進につなげようという魂胆であった。ここには重農主義もしくは重商主義の思想が見て取れる。だが、結論を先取りして云うなら、労働可能な壮健貧民を受け容れたオピタル・ジェネラルは、彼らに与える仕事探しに苦慮し、その扱いに困惑し、早晚その受け入れを止めてしまうものが大半であった。

二四年王令は、王権の施す「慈悲と救済のスキーム」に背を向ける貧民には、厳しい態度で臨んだ。王令前文にある第三の指摘に応える措置が、取締まり強化と処罰の厳格化である。猶予期間を過ぎてもパリや王国の都市で物乞いを続ける者は、身体壮健な男女の乞食、労働不能の貧民や子どもを問わず、逮捕され最寄りのオピタル・ジェネラルに連行される。そして壮健な男女の貧民は、最低でも二か月間「パンと水」だけの食事ですこに閉じ込められると定めた。(第三条) これはまさしく禁錮刑であった。

右の謂わば「単純物乞い」よりも、ヨリ悪質な乞食や流民を王令は具体的に例示した。すなわち、「無礼尊大な態度で物乞いする乞食」、偽りの除隊証明書を持参する兵士や脱走兵、氏名・出生地を偽る者、障碍者や病者のフリをする者、四人以上の集団で施しを乞う者、武器を携行する乞食、ルイ王家の紋章である「百合の花」の入れ墨をしている者、*V* の文字の烙印がある者―これは流民 *vagabond* として処罰された前科者を意味する―などである。これらの者は、初犯であれば壮健な男は五年間のガレー船漕役刑、女や労働不能貧民はオピタル・ジェネラルで鞭打ち、または一定期間あるいは終生オピタル・ジェネラルに拘禁される、と定めた。(第六条)

再犯者にはさらに厳しい処罰がまっていた。「単純物乞い」でも二度目に逮捕されたときは、労働不能貧民は終生オピタル・ジェネラルに閉じ込められ、壮健な男女の乞食は最低三か月オピタル・ジェネラルに閉じ込められ、釈放時には腕に *M* (mendiant の頭文字) の入れ墨をされる、三度目の逮捕のときは、女の壮健な乞食は最低五年間のオピタル・ジェネラルへの閉じ込め、男の壮健な乞食は五年間のガレー船漕役刑が課されると定めた。(第三条)

再犯防止と処罰の厳格化のために、王令が構想した革新的な制度が、「裁判台帳 *Carter judiciaire*」ともいうべきものだった。これは逮捕された初犯の乞食の個人情報をおピタル・ジェネラルが記録・保管するだけでなく、パリの中央情報局 *Bureau général de correspondance* に集約するというものだった。物乞いをして逮捕された人物の氏名、年齢、出生地、人相の特徴などの情報収集である。中央情報局は、氏名をアルファベット順に並び替えるなどの整理をしたうえで、これを印刷し、各地のおピタル・ジェネラルやマレシヨセなど治安当局に伝達すると定めた。「かくて逮捕された者が初犯だと嘘をついても直ぐに見破られるだろう。」と唱えた。(第五条)

「裁判台帳」もしくは「乞食・流民記録台帳」は実現すれば再犯者を容易に割り出すことができる画期的なアイデアだったが、全国各地のおピタル・ジェネラルから寄せられる膨大な情報を手作業で整理・集約するのは、現代の情報化時代ならともかく、一八世紀にはとてつもない作業量を要したため、一年も経たずに頓挫してしまった。

ポリスの強化も一七二四年王令の新機軸の一つであった。これより先、ルイ一五世は陸軍卿ルブランに命じてマレシヨセ（騎馬憲兵隊）の制度改革を実施させたが、この裁判権を具えた警察機構が、王国街道をさまよう乞食や流民を捕捉し、犯罪の疑いがあるものを尋問し、裁判にかけ、処罰する権限を賦与された。王令は「いかなる人々もマレシヨセの将校や騎馬憲兵が乞食や流民を逮捕するのを妨げてはならない。逮捕を妨げるなど公務執行妨害をした者は、罪人として裁判にかけられる。」と定めた。(第一〇条)

それまで市内で物乞いをする乞食や流民を捕捉していたのは、専らおピタル・ジェネラルの「巡邏 *archer*」であった。地方のおピタル・ジェネラルは労働不能貧民の自発的入所者が大半であったために、また予算不足もあ

つて巡邏をもつところは少なかった。加えて巡邏が乞食を捕捉しようとする、これを大勢の住民が身体をはって妨げようとした。貧しい住民には「明日はわが身」との思いが強かったのである。⁽¹⁾それはともかく、本王令公布の後には、巡邏の活動は都市内に、マレシヨセの活動領域は街道 *grand chemin* や田園地帯にと、暗黙裡に区分けが認識されるのだが、現実には、マレシヨセは大市や定期市、大祭が催される都市内にも監視活動を展開したので、ときに巡邏と衝突することもあった。マレシヨセの標的は、王国をさまよい、犯罪に手を染める惧れのある悪質な乞食や流民の捕捉であった。(次節)

これと関連して特筆すべきことがある。「本王令が、ノルマンデイ、リムーザン、オーヴェルニュ、ドーフイネ、ブルゴーニュ等の住民に混乱や障碍を与えることは望まない。」として、これらの地方住民が慣習的におこなってきた干し草刈や穀物・葡萄の収穫などへの出稼ぎや、農村と都市間の行商のための往来を、その移動の間に物乞いをしなければどの条件のもとで、認めたことである。そしてマレシヨセや巡邏に、彼らの往来を妨害してはならないと命じたのである。(第二二条)。このことは、右に挙げられた貧しい地域の民衆が慣習的におこなってきた「生存の技法」たる出稼ぎと行商を、王権が初めて認知したという意味で画期的であった。以上が一七二四年王令の骨子である。⁽²⁾

(1) 当時の貧民ごとに下層農民は、天候不順などちょっとしたことで乞食の境遇に転落することを予見していた。「最後の穀物袋を食べ終わったら、そしてポロ着を売ってしまったら、自分たちも頭陀袋を背負って物乞いしなければならぬだろう。」と。[Lefebvre, p. 31]

第二章 マレシヨセの再編と乞食・流民の取締まり

一七二四年王令が標的としたのは王国をさまよう乞食や流民であり、これを捕捉・連行しオピタル・ジェネラルに引き渡し、場合によっては裁判にかける実働部隊が一七二〇年に再編されたマレシヨセである。⁽³⁾

1. 一七二〇年のマレシヨセ改革

現代フランスの「国家憲兵隊 Gendarmerie Nationale」の祖型と云われる「騎馬憲兵隊 マレシヨセ Marcheausée」は、本源的には陸軍元帥が統轄する臨時の裁判所であり、脱走兵や住民との間で揉め事を起こした兵士を裁く「軍法会議 コネタブリ Conétablie」に淵源をもつ。やがて、その権限の一部を「駐屯地の少将 マレシヨセ maréchaux de camp」などに移管し、これが「代官 プレヴォ prévôt」として裁判をおこなった。この代官は王の代官と区別するために「プレヴォ・ド・マレシヨ」と呼ばれるのだが、こうして、軍隊内の兵士の犯罪を裁くコネタブリとは別に、後衛の兵士たちの住民への暴虐を裁く機関としてのマレシヨセがうまれた。当初は臨時の機関だったマレシヨセは、一五世紀に国王常備軍が創設され、同時に退役兵や脱走兵、傭兵らが平時に野盗と化したり、住民への略奪行為を繰り返す事態が生じたので、常設の機関となった。この頃までのマレシヨセは、治安維持のベクトルを専ら兵士の不良分子に向けていたと云える。

大きな転機はフランソワ一世治下一五三六年のフォンテーヌブロー宣言であった。国王は、社会や国家に害を

及ぼしかねない危険な臣民を、マレシヨセの取締まり対象に加えたのである。具体的に云えば、住む家をもたない者、「臣従の誓詞をもたない民 gens sans aveu」——通常は「無頼漢」と訳出されるが、「社会的紐帯から外れた人々」と云うのが適切であろう——、前科者などである。マレシヨセは、彼らを主に街道筋で尋問し、身体検査を行い、容疑者を捕らえ、処罰する権限を賦与されたのである。

その後、幾たびか制度変更があり、マレシヨセは地方都市の時々の必要に応じて設けられたり、あるいは逆に廃止されたり、他の王国裁判所と権限や管轄をめぐる争いに巻き込まれるなど、混乱と停滞が生じたという。

[Brouillet, p. 8; 正本忍, p. 54]

ルイ一四世の親政が始まるころ、パリの治安は極度に悪化した。一六六五年に民事代官とその妻が裁判所内の住まいで押し込み強盗に殺害され、刑事代官も妻に毒殺される事件が起きた。この事件に大きな衝撃をうけた国王は、直ちにコルベールに首都の治安確保を命じた。⁽⁴⁾ 夙に知られているように、こうして一六六七年にパリ警視

(2) 第七条、八条、九条は裁判に関わる細々とした事項が定められたが、本稿は法制史研究ではないので割愛する。要点のみ云えば、裁判の管轄範囲と刑事訴訟手続きに関わるこれまでの王宣——一六八五年四月一六日、九九年二月一〇日、一七〇〇年一月二五日、〇一年八月二七日の王宣など——を遵守すべしという内容である。

(3) マレシヨセについては差し当たり次の文献を参照した。[正本忍, 2019] [Pardo, 212] [Luc & Médard, 2013] [Cameron, 1981] [Daniel, 1980] [Lorgnier, 1979] [Crepillon, 1967] [Garnier, 1950-51] [Plique, 1912] なかで正本忍氏の労作はわが国におけるほとんど唯一の実証的研究であり、オート・ノルマンディ地方のマレシヨセの組織と成員について詳細を極めるが、誠に残念なことに警察として、あるいは治安維持組織としてどのような活動をしたか、全く言及がない。

庁の前身である「警察長官 *Lieutenant général de Police*」職が創設されたのだが、それと同時に、コルベールのイニシアティブで「パリ防衛隊 *garde de Paris*」が創られ、宮内卿の指揮下に入ったことになった。注目されるべきは、この時二つのマレシヨセ隊の再編がなされたことである。その一つ、イル・ド・フランスのマレシヨセは、パリの宿駅に五名の憲兵隊員から成る分遣隊 *brigade* を配置し、これを中隊長が統轄する方式を採った。騎馬憲兵隊はパリに通ずる幹線道路をバトロールし、不穏な分子の首都流入警戒と首都への物資補給確保に当たることを任務とした。コルベールはこれを漸次フランス各地方に拡げる構想をもっていたが、一六七二年オランダ戦争の勃発によりこの試みは数年で頓挫した。とはいえ、これが半世紀後にはマレシヨセ改革のモデルとなる。

[Brouillet, p. 8; Pardo, p. 557]

その後、一七世紀末に財務総監に就任したジェローム・ド・ボンシャルトランは、パリ警察長官ダルジャンソンと謀って、首都のポリス構築に努めた。具体的には、マレシヨセを高等法院ではなく所轄大臣の支配下に置き、民衆の犯罪捜査だけではなく、「公共の安全」を脅かす行為の抑制、犯罪予防 *prévention* という使命を負わせた。こうしてマレシヨセは従来の司法警察の役割に加えて、犯罪予防という「治安警察」の役割を担うことになった。このような動きは、個人の自由や社会の安全を守りたい支配層だけでなく、パリジャンの願望を実現したものであった。[Pardo, p. 557]

ルイ一五世の即位後しばらくはオルレアン公フィリップが摂政を務めたが、その摂政期間 *la Régence* にマレシヨセの抜本的改革が断行された。改革の任に当たったのは陸軍卿ル・ブランであった。かれはオーヴェルニュの地方長官時代に塩の密売などを摘発する功績をあげていたが、その折、手足となるマレシヨセの不備と脆さ

を痛感し、その改革の必要性を認識したという。〔正本忍、p. 55〕事実、この時代まで地方のマレシヨセは充分に機能していなかった。一七二〇年の改革以前、マレシヨセの行動様式は決まった日の「大騎行 *grande chevauchée*」だった。これは、マレシヨセ代官と騎馬憲兵の一行が、裁判権の範囲を超えて、大市が開催されている都市などに騎行し、一定期間滞在する行事であった。一行はその間情報蒐集に努める傍らゆつくりと休養した。大騎行とは、立派な制服を着た騎馬憲兵隊が雄姿を見せることで住民に安堵感を与え、引いては犯罪を抑止する効果を狙ったものだった。〔Brouillet, p. 14〕

(4) コルベールのポリス改革については「高澤紀恵、2008」第六章「改革される都市」に記述がある。氏は、改革を促した四つの要因を挙げている。(1)人口圧力に伴う衛生状態の悪化と治安悪化、(2)ベスト流行の懸念、(3)ルイ一四世の無秩序を憂える心情、(4)ルイ一四世の「ローマに匹敵するパリ」の建設意欲である。後半の二つがポリス改革とどう関わるのかははっきりしないが、それが単に治安上の問題ではなかったことは注目すべきである。

しかし、氏の記述は高位高官らの主張と「アジェンダ」(この語が頻出するのもしょく気になる)つまり「行動計画」の説明に重点が置かれており、背景にある実態把握が弱いのでやや説得力に欠ける気がする。例えば、第一の要因について、氏は、この時期に膨張した「パリの人口圧力が生活必需品の供給や治安維持などさまざまな面で問題を惹起していたことは想像に難くない。」と述べるに止める。〔p. 197〕最も重要な「生活必需品」はパンだろうが、その価格高騰や供給不足など実情や原因については言及がない。またコルベールのパリ治安強化策のひとつ、「パリ防衛隊」の設置は言及があるが〔p. 217〕(氏は「衛兵隊」と訳出している)、マレシヨセ再編の試みについては言及がないのは不思議である。序に云えば、正本氏の著作にもコルベールのマレシヨセ改革は語られていない。

さて一七一八年に陸軍卿に就任したル・ブランは、国王の意をうけてこのようなマレシヨセを抜本的に改革した。改革の骨子を要約すれば、第一に、従来のすべてのマレシヨセ中隊 *compagnie* を解体し、その成員の官職をラント公債によって「買い戻し」することであった。それまでマレシヨセ隊員はすべて「保有官僚」であり、その任命も罷免も国王権限の届かないところにあり、官職は父子、兄弟間で世襲されていただけでなく、いわゆる官職売買で取引されていた。この売官制の弊害は夙に叫ばれながら、容易に手の付けられない王政の一課題だったが、ル・ブランは国王の意向をうけてこれを断行した。マレシヨセの将校 *officier* だけは保有官僚として残したが、騎馬憲兵隊員はすべて「親任官僚」とした。つまり理論的には国王が任命権と罷免権をもつ官僚に代えるとした。これに伴い俸給も国王が支給することになった。

第二に、不統一だったマレシヨセの管轄区域を、地方長官が治める「総徴税管区 ジェネラリテ *généralité*」に統一したことである。そして管区内の主要都市に一つの中隊を置き、さらにマレシヨセの裁判所（プレヴォ裁判所）も併設した。中隊の編成は、実働部隊としての騎馬憲兵隊は、副官、上級班長、班長、班長補佐、憲兵、ラツパ兵から成り、裁判関係スタッフとしては陪席裁判官、国王検事を、事務方として書記を配し、全体を中隊長（統轄プレヴオ）が統轄するという仕組みをつくった。

第三に、マレシヨセの主たる任務を治安維持としたことである。この点で国王の軍隊とは厳格に区別された。マレシヨセは王国の主要街道とその沿道、あるいは大市、定期市、大祭などをパトロールし、乞食や流民、窃盗犯、押し込み強盗、塩やタバコの密輸入などの取り締まり、不審な者や軽犯罪者を捜査し追跡し、捕捉することを通常業務とした。捕えられた者は、尋問され、犯罪行為がないと見なされた者は、直ちに釈放されるか、労働

不能者はオピタル・ジェネラルに連行・収容されるかした。刑事犯罪を疑われた者は、プレヴォ裁判所で裁かれ、王令の定める刑罰をうけた。この裁判は迅速かつ控訴不可の裁判であった。

右の通常任務のほかに、特別の出費をとまう次の業務もあった。囚人や乞食、脱走兵の遠距離の護送、国王民兵のくじ引き選抜の立会い・民兵の護送、裁判役人の補助、徴税請負人の外泊場所までの護送、道路賦役の監督、プロテスタント改宗強制の宿営などである。さらに、牛や馬の疫病予防や、凶作あるいは端境期における穀物探しとその市場への供出督励、他地域への穀物搬出の防止、穀物輸送馬車の護衛なども命じられた。

[Cameron, p. 25; Daniel, p. 92, Plique, p. 137] 民衆叛乱が起きたとき、その鎮圧に当たるのは国王の軍隊であり、マレシヨセは要請があればその助勢をすることもあったが、飽くまでも脇役の地位に甘んじた。

改革の第四は、実際の警察活動に当たる騎馬憲兵隊の構成を統一したことである。これは先のコルベールの試みに倣ったものだったが、騎馬分遣隊は、一名の班長あるいは班長補佐の許に四名の憲兵から成る「班」で構成された。班は管轄区域の街道の要衝に指定された駐屯地に置かれたが、その数は管轄区域の広狭や人口、治安上の重要度に応じて決められた。例えば、重要なパリ管区には三五カ所の駐屯地に、九六もの班が置かれ、騎馬憲兵一九〇人が配置された。フランス全体では、一七二〇年代初頭の時点で、三〇管区、五〇四カ所の駐屯地に五六七班が置かれ、騎馬憲兵だけで三〇〇六人が配置された。[正本忍、p. 124]

この改革案は一七二〇年七月一日の王令に結実し実施された。まず将校(統轄プレヴォ)の人選と、プレヴォ裁判に当たる役人が選任され、最後に憲兵隊員の徴募がなされた。将校は多くは地方名士の一族出身の軍人であり、司法には疎かったので、実際の裁判では国王の中・下級裁判所の法曹の協力を得て執行した。かれの主た

る任務は中隊の管理であり、隊員の実質的な任命権をもっていたから、憲兵の徵募や「閱兵」の職務を果たした。

憲兵の徵募には特段の規則はなく、慣習に従っておこなわれた。つまり、国王軍隊での軍務経験があり、騎乗馬を自弁できる経済力があり、体格とくに身長の高い者が選考された。閱兵の儀式は定期的におこなわれ、将校が隊員の騎乗馬や武器などの装備、勤務状態などをチェックするものだった。

一七二〇年マレシヨセ改革の意義は、国王権限の下に治安維持網が初めて全国的に整備されたことである。国王陸軍卿―地方長官・地方長官補佐―統轄プレヴォ―中隊長・班長―憲兵、という指揮命令系統が、かたちの上では一本化した。したがって、常識的にはマレシヨセ改革は政治機構の観点からは、フランス絶対王政の権力集中化の重要な一階梯であったと云える。しかし、地方の現場でどのように機能したかは検証さるべき課題である。

2. マレシヨセと乞食・流民

一七二〇年に改編されたマレシヨセは、前述のように多様な業務を負わされたが、メインは各管区における治安維持であり、その一環が乞食や流民の監視と捕捉であった。本節では、幾つかのマレシヨセの活動事例からこの点に絞って考察する。

マレシヨセ分遣隊は班長を含む憲兵五名から構成されたが、パトロールは憲兵二人が組んで実施した。パトロール範囲は管内の主要道路や、その両側の田園地帯を走る間道までも巡回するものと王令は定めていたが、地方

のマレシヨセはどこも人員不足でその余力はなかったから、乞食や流民、あるいは密輸入が往来する道路や、郵便馬車や軍隊が宿営する宿駅と旅籠、大市、定期市が開かれる場所などを重点的に騎馬巡回する程度だった。⁽⁵⁾パトロールの頻度は二日に一度が標準だったが、いろいろな事情からこれは守られなかった。

さらに云えば、騎馬憲兵隊による乞食・流民の取締まりは、定常的に熱心に遂行されたとは云えなかった。どこでも、王令が發布された直後は、それなりに熱心に行われた。しかし、暫くすると熱意も冷め活動は停滞する傾きが見られた。これは一七二四年王令でも、五〇年の同趣旨の王令でも、六四年の王令でも同じであった。

「オーヴェルニユの地方長官は一七二四年王令の後には、騎馬憲兵隊に少なくとも週三日は町や田舎で乞食を捕捉するように指示したが、その二年後には小波はすっかり元の静けさを取り戻した。小さな町では憲兵隊の監視も干渉もなかった。」と云われるほどだった。⁽⁹⁾ [Cameron, p. 102]

騎馬憲兵隊は街中や街道筋で物乞いをしている者を現行犯で捕捉するのだが、実際には乞食と流民の区別はできなかった。現実には、ぼろぼろの着衣をまとい、醜い顔つきやみすばらしい風体の者、見るからに「土地の者

(5) 正本忍氏は、騎馬憲兵隊によるパトロールで、「面」＝農村地帯と「線」＝幹線道路の監視体制が整ったと述べているが「正本忍、p. 105」、それは机上の空論であり、現実には「点と線」的な監視活動しかできなかった。例えばリヨン徴税管区では、マレシヨセはロアンヌからタラール、ランブレルを経てリヨンに至るおよそ九〇kmの幹線道路と、大市、定期市、大祭を重点的に監視したと云われる。その理由は、広大な管区に比してマレシヨセの隊員が余りにも少なかったからである。一八世紀前半、オーヴェルニユの分遣隊は一五〜一七、その騎馬憲兵隊員は約九〇人であった。[Gutton, 1971, p. 443; 正本忍、p. 125]

ではない者「stranger」が物乞いしていれば、見境なく捕らえた。したがって騎馬憲兵隊の調書では、一八世紀前半までは乞食と流民が厳密に区別されていなかった。襤褸の着衣で帽子もかぶらず、ポケットや頭陀袋にどこで入手したかも判らないパン塊や、沢山の小銭を忍ばせている者が「乞食」と判定される程度であった。

[Crepillon, p. 226; Garnier, p. 233]

【単純物（7）の simple mendicite】

捕えられた乞食の多くは罪の意識がなかった。ノルマンディの地方史家によれば、乞食と目されて捕えられた者が憲兵に抵抗することは殆んどないが、反面「物乞い」をしたことを認めても、それが「悪いこと」だと考え、自らを乞食と認める者も少なかったという。彼らはそれぞれに物乞いの言い訳をした。「もう働けないからだ」、「小麦が高すぎるからだ」、「盗むよりは物乞いの方がいいと思った」などである。実際に專業乞食はほとんどいなく、皆なんらかの雑業に従事していると主張した。例えば、靴下を編み売っている、陶器を修理している、木靴や塩漬け鯨を売っている、火口・ぼろきれ・鉄屑を売っている、雄鶏の紙細工や絵を描いて売っている、ローリエなど薬草を採って売っている、等である。

ポーリユーにあるオピタルに収容されるときに、「なぜ捕まったのか分からない」と答えた者が少なからずいたという。⁽⁷⁾ 彼らは「パンなどは『慈悲心 （8） charity』として提供されたので受け取った」と言い張った。このことは、物乞いが貧民にとっては「生存の技法」の一つであることを改めて思わせる。そしてそれが決して「悪いことではない」と彼らが認識していたことも示している。⁽⁸⁾ しかも施す者と施される者との関係が、上下の関係で

も、富者と貧者の関係でもなく、フラットな隣人愛の発露であることを窺わせる。それが伝統的なキリスト教の精神だったからであろう。こういう訳で実際、大都市以外では「単純物乞い」は殆んど罰せられることはなかった、あるいは捕らえられても直ぐに釈放されたという。[Gutton, 1973, p. 133]

一八世紀後半になると、王権は、労働不能の貧民が自分の家から半径二里以内で物乞いすることを許容する。統治権力も漸く貧民の「生存の技法」を認知したと考えられる。

「許されざる物乞い」

しかし、一七二四年王令第六条で指定した行為をする乞食は、容赦なく捕捉され裁判にかけられ刑罰をうけた。なかでも当時の統治権力が憎み、したがってマレシヨセも許せないとしたのは、「身体障害者を装う行為」であった。手足が不自由で「びっこ」や松葉杖で歩行する人、目の不自由な人、啞者などを装う行為がそれであ

(6) キャメロンは、一七二四年から三二年までにオーヴェルニユで捕捉された乞食は僅か四人のみだという。

[Cameron, p. 102] だが私にはこれは余りにも少なく、俄かには信じられない。後段で述べるように、この地方のオピタル・ジェネラルには、この期間に捕捉連行された乞食や流民が少なからず存在するからである。

(7) やや時代が下るが、一七六九年一月一日から五月二九日までの五か月間に、ノルマンディ管区で捕捉され収容された一一一人の内、約四分の一の二八人がこうした態度をとったという。[Crepillon, p. 231]

(8) 当時の民衆は物乞いを恥だと感じていなかった。「子沢山の家庭の父親は、子どもらに『パンを貰いにゆけ』と送り出すことを恥だと思っていなかった。」[Lefebvre, p. 32]

る。それは、神を欺き人々の隣人愛につけこむ卑劣な行為と見なされたからである。例えば、オーヴェルニュのある村で、トルコで奴隷となり舌を切られたと友人に云ってもらい、唾者を装って物乞いをした男は嘘がばれ、一七七〇年頃に五年間のガレー船漕役刑の刑罰をうけた。[Cameron, p. 110]

同条に指定された「無礼尊大な乞食 mendiant insolent」も、統治権力が許しがたいと判断した行為であり、住民の通報で騎馬憲兵隊に捕捉された。棒切れや小刀などをちらつかせて、あるいは脅迫じみた言葉や下卑た言辞を投げつけて、それなりの施しを要求することだった。脅迫的言辞で多用されたのは、「納屋に火を点けるぞ」や「家畜を奪うぞ」などであった。一七二四年から二五年にかけてこの種の行為で捕捉・処罰された若干の事例を紹介する。

○ある高齢者、剣をちらつかせて施しを求めた廉で告発され、本人も罪を認めた。顔には病気を装う膏薬を二枚張っていた。老いさらばえた年齢を考慮してオピタル・ジェネラルで鞭打ちの刑、のち終身閉じ込めるべし、との判決を申し渡された。パリ管区 1724. 10. 7 [Paulre, p. 343]

○元車引きの七五歳の男が「尊大な態度」で施しを求めた廉で捕らえられ、晒台に括り付けられた。ところが仲間乞食に、サニタ（オピタル・ジェネラル）の鍵を盗ませ、晒台の錠を開けてもらい逃走を図った。だが捕縛され投獄される。一七二四年二月二か月間の拘留のあと釈放される。二五年一月再逮捕されオピタル・ジェネラルに収容される。病に罹ったと偽りオテル・デュに運ばれる途中で逃走。その後またも尊大な態度で物乞いしたとして逮捕。オピタル・ジェネラルに収容の後、オルレアンの監獄に移送される。三月マレシヨセのプレヴォ裁判所は要旨次のような判決を下した。「再三にわたり尊大な態度で物乞いしたが、高齢に鑑みオピ

タル・ジェネラルに終身拘禁する」と。オルレアン管区 1725. 3. 6 [Gutton, 1971, p. 445]

乞食の「尊大無礼な態度」は、取締まりの巡邏や騎馬憲兵隊には「反抗的」ととられて厳しく咎められ逮捕事由となった。騎馬憲兵隊は、貧民が卑屈でへりくだった態度をとることを望んだからである。

○ある男、捕捉しようとした巡邏に抵抗し、大声をあげて民衆に反抗を煽った廉で拘束され裁判にかけられ、次のような判決を下された。「首枷をつけ、身体の前後に『反抗的な乞食』と記した札をつけて、ボン・ヌフ橋 詰めに正午から午後二時まで括り付けるべし、のち五年間のパリ追放と処す。」パリ管区 1724. 12. 9 [Paulre, p. 343]

○ある男、捕捉しようとした巡邏に激しく抵抗し、大声をあげて民衆に加勢を求めた廉で告発され、本人も罪を認めた。身体障碍者を装った罪もあり。判決は「首枷をつけてグレーヴ広場に晒したのち、ガレー船漕役刑五年に処す」とされた。パリ管区 1725. 2. 16 [Paulre, p. 345]

これに関連して二四年王令第三条は、乞食や流民の再犯者を厳罰に処すように定めていたが、ギュトンによれば必ずしも条文通りに処罰された訳ではないという。寧ろガレー船漕役刑を避ける傾きがあったという。

○一七三七年リヨンの広場で物乞いをした廉である男、三度目の逮捕と判明した。条文では、Mの烙印を捺され五年間のガレー船漕役刑だが、判決は、Mの烙印と、「三度目に逮捕された壮健なる乞食」という首看板をつけて、シャンジュ広場に晒す、という処罰だった。加えて、「三年間の都市追放」という処分だった。

[Gutton, 1973, p. 135]

流民

俗に「マレシヨセのジビエ gliaer」⁽⁶⁾と云われたように、流民はマレシヨセの標的のひとつだった。というのも、流民の中には、王権が忌み嫌う「身体壮健で労働可能なのに労働を厭う」者がそれなりにいたからである。「流民 vagabond」の原義は「臣従の誓詞をもっていない者 gens sans aveu」である。この「臣従の誓詞 aveu」は中世封建社会における領主と農民の双務的關係、すなわち、庇護と臣従を約束する内容だったが、近世になるとこの関係が稀薄になったことをうけて、解釈変更がなされた。

一六六七年にパリに警察長官を創設することを論議した治安評議会 Conseil de Police は、流民についても議論し、その再定義をおこなった。すなわち、流民は、「何らの職業も手職ももたず、己の良き生活習慣を、誠実に信頼に値する礼儀正しい立派な生活をしている人によって証明して貰えない者」とした。この定義では、^{アヴェ}aveu は現代的な表現をすれば「人物証明書」もしくは「善行証明書」と言い換えられる。この証明書は教区司祭や都市の役人、警察吏員によって作成されるか、あるいは口頭での証言でもよいとされた。つまり、この人物証明書をもっていない者が「流民」と認定されたのである。

さらに一八世紀になるとポリスや慈善の現場からの要請をうけて、流民の定義がより詳細に規定されてゆく。つまり、職業や手職をもっていないも、「直近の半年間仕事についてない者」で、なお且つ「決まった住まい^ムを持たない者^ヌ」や、「パスポートを携帯せずさまよう人」という要素が加味された。つまり、住所不定の失業者で、王国を流浪している貧民は、「流民」に判定されるようになる。

このようにマレシヨセの裁判では流民の判定には、「人物証明書^ム」か、パスポートの証拠書類の有無が重視さ

れた。そこで、貧民の出稼ぎを輩出するオーヴェルニュの司祭たちは、彼らが出稼ぎの途次、マレシヨセに捕捉されないようにとの配慮から、気前よく人物証明書を発行した。とくに前記した、縦引き木挽き職の出稼ぎで有名なサン・ジャン・デ・ゾリエールの教区司祭は、その地方では「無制限にこれを発行する」ことでよく知られた存在だった。[Hufton, 1972, p. 114]

パスポートもまた乱発されたようだ。大都市には貧民を泊めるいかがわしい安宿兼食堂があるのが常だが、その経営者は地元や近隣の事情に通じ、宿泊者の属性もよく知っていたので、パスポートの偽造に関わった。適当な偽名をつくり上げ、合法的な職業を記載して流民の便宜に応じたという。[Hufton, 1972, p. 115]

そうした事情を知っていたマレシヨセは、まず人相と風体から乞食や流民を判断したようである。「檻褌を着て、よそ者の訛りのある、顔つきの陰しく威嚇的な者」を捕らえて尋問し、然る後に、右の書類の提出を求めた。若干の事例を紹介しよう。

例えば、ノルマンディには実にさまざまな流浪する民がいて、マレシヨセのジビエとなった。中世以来ヨーロッパの西から東へ季節移動したボヘミアンの一行、彼らはゆく先々で盗みを働いていた。同じくドイツからイタリアまで広範囲に渡り歩くユダヤ人の一行、彼らはフランス語を話せないが、さまざま小物―ステッキ、時計や時計の文字盤、眼鏡、鉛筆、蝋燭、羊や兔の毛皮、ハンカチなどを行商しながら流浪した。だが彼らは捕まっても即日釈放された⁽¹⁰⁾。また巡礼者も捕捉された。多いのは主に陸軍の脱走兵で、「待遇など約束が違う」、「脅し

(9) 「ジビエ」はわが国でも人口に膾炙するようになったが、「狩猟による獣や鳥などの獲物」を指す。

があった」、「失望した」などの理由で脱走し、武器や軍服を売り払い、放浪しているところを逮捕された。釈放される者もいたが、多くは軍隊に戻されるか、後述のデポ（乞食収容所）に送られた。[Crépillon, pp. 239-248]

○ある指物師は仕事を求めて五年もの間ノルマンディを流浪し、親方の家に寄宿しながら働いた。これは往時の遍歴職人の慣行なのだが、一八世紀のマレシヨセには認められず、ポーリエーの監獄に入れられた。プレヴォ裁判官は、カーンやシエルブルには働く機会があるのに、放浪するのは散歩しているのと同じだと述べた。

カーン管区 1765 [Crépillon, p. 244]

○ある樽造り職人、家はなく住所も定まらず、ヴェルサイユで物乞いして逮捕され、流民と判定された。その際、大声で民衆を煽って巡邏に抵抗した。「首枷をつけてグレーヴ広場に晒すべし、その後ガレー船漕役刑五年に処すべし」との判決を受けた。パリ管区 1725. 4. 17 [Paulire, p. 344]

○マコネ地方の二二歳の梳毛工、戦争で負傷し腕がないと偽り、物乞いした廉でロアヌの騎馬憲兵隊に逮捕された。鉄の鋏、火打石や火口を所持していたため危険な流民と判定された。リオン管区 1725 [Gutton, 1971, p. 445]

次の事例はやや時代が下るが、ある労働者がそれなりの賃銀が得られる仕事を求めて、南仏一帯を流浪した記録である。

○ある男性梳毛工は地元モントーバンを一七七九年八月一二日に、一日限りの物乞い許可を認めるパスポートを持参して出立した。パスポートには立ち寄った町々が記されていた。モントーバンからトゥールーズ、モンペリエへ、さらに北上して険しい山岳路をロデーヴからロデスを経てコサードへ、この間行く先々の町には余り

滞在していない。最後の町コサードではよい仕事が見つかったのか、一か月半近く留まっている。そこを再び
出立し、故郷を素通りしてアジャンへ、そこでも仕事を見つけれられたのか一か月滞在している。アジャンを去
ってベルジュラックに辿り着いた時に、その地のマレシヨセに逮捕された。この間約四カ月、流浪した距離は
恐らく六〇〇キロを下らなかった。[Cameron, p. 166]

次も一八世紀末の事例で、詐欺的行為を咎められた流民である。

○一七八二年六月二五日、巡礼者の良き身なりをした男が、グレ（現ソヌ・エ・ロワール県）近郊の村に現
れ、呪文を唱えつつ、翌年の穀物の収穫は得られないだろうなどと不吉な予言をした。かれは資金を受けた巡
礼者だと装って、不安を抱いて修道院に集まった村人たちを、恐怖に陥れるような予言を繰り返した。そうし
た後で、救いの祈りをしてやるとして前金を貰った。その間歓待を受けていた。不審を抱いた修道院が伝令を
マレシヨセに送り、かれは「物乞い流民 mendiant vagabond」として処罰された。[Hufon, 1972, p. 115]

騎馬憲兵隊に捕まった流民と目された者も必死に自己弁護した。旅が好きなのでこの地方を歩いていた、自分
には生業がある、自分の家を持っている、身分を保証してくれる人がいる、云々である。流民と判定されて拘留
された行商人などの中には、故郷に手紙を書いて教区司祭から人物保証をして貰い釈放されるものもいた。

- (10) ブルゴーニュにもドイツやアルザス出身のユダヤ商人が、古物売り歩いてきた。彼らは同じ宗派の家に寄宿しつ
つ、同業者と強い絆で結ばれていた。中には密輸に手を染める者もいて、ラングルでは一七六八年から八九年までに
一二人のユダヤ人行商人が密輸の廉で逮捕された。[Garnier, p. 227]

一七二四年王令は、マレシヨセに流民の捕捉を命じたのだが、実際には必ずしも王権の目論見通りではなかった。例えば、首都圏のイル・ド・フランス管区では一七四〇年までマレシヨセの取締まりの主眼は乞食だったという。その後、一七四一年から四三年にかけては潮目が変わり、捕捉される乞食と流民は増加し、三年間で一八八人に昇った。その内、流民がどれほどいたかは判然としないが、注目されるのはこれらを裁くパリ警察長官は、そのほとんどをパリのオピタル・ジェネラルに収容すべしと裁決したことである。つまり、鞭打ちやガレー船漕役刑など体罰をとまなう有罪判決は殆んどなかったのである。[Pardo, p. 262]⁽¹¹⁾ このことは単純物乞いや流浪するだけの民を、犯罪者として糾弾しなかったことを示唆している。

同じことは地方のマレシヨセでも云えるようだ。フランス南西部ペリゴール Perigord 管区のマレシヨセは、この地方を放浪する職人や行商人を流民として捕らえ処罰することは、他の管区よりも少なかった。このマレシヨセはしばしば住民からの通報で流民を捕らえることがあったが、その身なりや人相風体、人物証明書の不携帯だけで流民を処罰することはしなかった。取り調べの間、数週間留置しただけで解放したという。ペリゴールのプレヴォ裁判官は、田舎を流浪する貧民は過度に恐れる必要はなく、捕捉しても重い罰を与える必要はない、と考えたと⁽¹²⁾いう。[Cameron, pp. 173, 159]

ところで流民の給源は深く広がった。右にあげた例は職人や労働者だったが、圧倒的に多いのは日雇農など下層農民であった。⁽¹³⁾ 彼らの生活は脆く壊れやすかった。大雨、洪水、旱、厳冬、降雹など天候不順で農作業が中断すればすぐに仕事を失った。夫婦で懸命に働いて賃銀を得ても、どちらかが病気に罹るか、怪我でもすれば、直ぐに困窮したし、赤子が生まれれば掛かりも増えた。ライ麦のパン価格が高騰すればすぐに餓えた。農村工業が

榮えて就労機会がある農民でも、不況になり工場が稼働を止めれば仕事を失った。彼らには一年間生活を繋ぐ蓄えはなかった。一家を挙げて離農離村する例は減多になく、父親が故郷と家庭を捨てて困窮からの逃亡を図り、流民化するためが多い。出稼ぎに出ても半年後に帰郷するとは限らなかった。かれが働き盛りを過ぎていれば、町で仕事を見つけるのも難しかった。町にも若くて元氣な失業者が溢れていたからである。

こうして生まれ故郷と家族を捨てた流民が一八世紀には時とともに増えてゆく。彼らは安宿や道すがら出会っ

(11) バルドによれば、一七二〇年から七〇年までの半世紀にイル・ド・フランス管区で、訴追された乞食と流民は一四三一人を数える。年平均二九人ではない。うち最終審で有罪を受けた者は一一八人、八・二%、年平均二・四人とかなり少ない。[Pardo, p. 393] というが、一八世紀後半には事態に大きな変化が生ずる。一七六四年王宣が、乞食ことに流民の取り締まり強化を打ち出し、各地に「乞食收容所 *Dépot de Mendicité*」の開設を求めたからである。だが実際には、マレシヨセによる逮捕件数と訴訟件数は増えても、その有罪率は比例的に上昇するどころか、逆に減少している。乞食收容所については別稿で論じたい。

(12) ペリゴールのマレシヨセに限らず、地方のマレシヨセは人員不足と低い俸給額から、左程業務に熱心ではなかった。だからこのマレシヨセ裁判官の言も顔面通りには受け取れないかもしれない。因みに、ギユイエンヌの騎馬憲兵隊は一九班、一〇一人の編成である。[正本忍, p. 124] ハフトンによれば、ノルマンディのカーンのマレシヨセも、そこから三〇km離れた森に流民の一団が棲息していることを知っていても、その捕捉には絶対に向かわなかったという。[Hufon, 1972, p. 111]

(13) クレルモンとリオンの裁判所で判決を受けた二〇四七人の流民の実に五二%が日雇農であり、自営農は八%、ぶどう栽培農民は四%であり、労働者は一八%、家事使用人は三%だった。(正確な時期は不明) [Hufon, 1972, p. 117]

た同類と、四人から一〇人程度の小集団をつくり、物乞いと小さな盗みを重ねながら一鶏小屋に入つて鶏を、畑からは野菜を、牧場からは牛乳などを搾り取る一生きる。流民はマレシヨセの目の届かぬ森や林に身を潜めた。前記のカーン近くのクレポンの森、ディジョン近郊のサン・セーヌ・ラベイの森、フィニステール県のドウアルヌネの森などがよく知られている。そして近隣の修道院が定期的におこなうパンの配給に与つて飢えを凌いだ。ルエルギユのボンヌコンブの僧院は週日の毎日、五〇〇人分のパンを配つたし、ルーアン近傍のサン・ワンドリル・ランソンの大修道院は週二回、その近くのサン・マルタン・ド・ボッシュヴィルの修道院は木曜日に一回だけ、流民や乞食にパンを配っていた。[Hutton, 1972, p. 109]

この類の流民は貧窮の末に故郷と家を捨てた、ほぼ「社会的紐帯から外れた」貧民であり、中には後述の「危険な流民」や山賊など完全にアウト・ローになる者もいた。

ところが次にあげるリヨネの流民はそれとは明らかに異なる。リヨン管区のマレシヨセは一七二四年から三三年までの一〇年間に、計一三三人の「流民」を捕捉した。これは一七二四年王令により鼓舞されて、騎馬憲兵隊が殊の外熱心に活動した結果だった。しかし捕らえられた「流民」が前述の定義にある流民、すなわち「家も職業もない、共同体との関係が切れた貧民」だったかは大いに疑問である。

ギュトンがローヌ県古文書館のマレシヨセ関連史料から抽出した流民の職業調査によれば、⁽¹⁴⁾最も多いのが「職人と工業労働者」のジャンルで五九人、五二%を占める。次いで小商人（小間物行商、行商、家畜商、鶏肉商）の二一人、約一九%、続いて都市雑業者（担ぎ人足、馭者、家事使用人、料理人、従僕）の二一人、一〇%弱であり、農業関係（自営農民、農業労働者、厩舎下僕など）は一五人、約一三%と少ない。

リヨンは絹織物業などで栄えた都市なので、農民が少なく、職人や労働者、とくに繊維関係の職人と労働者が際立って多いのは自然なことである。すなわち、梳毛工、梳麻工、生糸の柁^{カキ}上げ女工、ラシャ織工、織布工、組紐職、ボタン職、お針子、染物師、仕立職、絨毯職などである。その他の職人を挙げれば、鍋釜職、蹄鉄工、靴屋、車大工、鞍具職、印刷工、製本工、錠前師、樽職、刃物職、トランプ製造職などであり、なかでも建築関係職人(石工、鋸の縦引き職、大工、屋根葺き職、塗料職)が目につく。

ここに挙げられた職人や工業労働者、小商人、都市雑業者の人々が、真の意味の「流民」でないことは容易に察せられる。大部分の人々は、この地方を襲った工業不況のあおりをもちに受けて失業・失職した人々ではないだろうか。というのも、一七二〇年代半ばにはジョン・ロー・システムが崩壊し、リヨンの絹工業もサン・テチエンヌの製鉄・武器製造・絹織物・リボンなどの製造業も、深刻な不況に陥っていたからである。当時は絹工業でもリボン製造業でも、いわゆる「プッティング・アウト・システム(前貸問屋制)」で営まれており、親方^{親方}職人は、資本をもつ大商人から原材料や時には道具を賃借して自宅兼アトリエで営業し、その製品や半製品を商人に納品していた。親方^{親方}職人は商人に支配され十分な利益を得られなかった。さらに一七三一年には、市の条例

- (14) 騎馬憲兵隊に捕捉された流民、三三人の内、職業が判明した者は一一人だった。原表は職種名が羅列されているが、筆者がカテゴリ別に分類した。本文で紹介した以外に、「その他」として、学校教師、ダンス教師、聖職者などが数人いる。[Gutton, 1973, p. 199] *カミナリ*、この時代の貧民の職業を固定的に捉えることには慎重でなければならぬ。例えば前に引用した鋸の縦引き職は、ときにガラス製造や石工になり、ときには馬の去勢の仕事もしたとの記述もあるからである[Cameron, p. 164]。しかし都市の工業労働者はある程度定職に就いていたと考えてもよいと思う。

で彼らは他所からの注文を受けて手間賃仕事をする事、および二台以上の織機をもつことを禁じられた。つまり、自由な生産活動を封じられ、蓄えをつくる事ができなかったため、不況を乗り切れなかったためであろう。

加えて、一七二九年の厳冬でソーヌ河が凍結し、工場の水車が稼働停止になるとほとんどの工場は操業停止に追い込まれ、職人は仕事を失い、労働者は解雇されたのである。[Gutton, 1973, p. 173] それ故、職を失い困窮のあまり街道筋や市中で物乞いする貧民を、マレシヨセは「流民」として捕らえたのではないかと思われる。中央政府の財務総監オリイは、一七三〇年にオーヴェルニュの地方長官宛てに、巡礼者や乞食、流民を区別することなく捕捉すべし、と書簡で命じていたが [Gutton, 1973, p. 193]、このこともそれを裏付ける。

地方のマレシヨセは街道をゆく出稼ぎ者や行商人も「流民」として捕らえたが、前述した通り、王令第一二条ではドーフィネなど貧しい地方からの出稼ぎや行商は特例で認められたので、そうした場合は直に釈放された。小間物行商人は、都会で雑貨類（レース、帽子、編み物、人形、オーヌ尺、鉄のおろし金、ナイフ、髭剃り、鋏、^{カスリ}鑷、食器や陶器など）をたんまり仕入れて町から町へ、村から村へ売り歩いた。

○中央山塊東側の寒村に住む三〇歳の鋸の縦引き職人は、マルヌ地方の森林地帯に木挽きの仕事を求めて出立し、一週間後に騎馬憲兵隊に逮捕された。かれは地元の仕事はない上に両親が病氣だったと弁明した。1729 年、かれが物乞いをしたかどうか、すぐに釈放されたかどうかは、史料からは判然としない。

○ティエール近傍の二八歳の男、アリエ川やロワール河などで川船頭をして、金物類や紙などを河口の町に運ぶ仕事をしていた。河口で船を壊しその材木を売り払い、徒歩で故郷まで戻る途中、物乞いをし、盗みも働いたとして騎馬憲兵隊に逮捕された。1738. 9. どのような処罰を受けたかは不明。

○二六歳の男、ドーフィネを一年半前に出立し、フランシユ・コンテ地方で小間物の行商をした。サン・モリスの大市で騎馬憲兵隊に流民として逮捕された。かれは商品も行李も持っていなかった。だがジユラのある場所商品倉庫をもっていることを証明できたので、流民ではないとして放免された。年月日不明。

流民の犯罪

マレシヨセの多くは、王令発布後の数年間は、それなりに熱意をもって乞食や流民の捕捉に努めたが、暫くすると大方は単純物乞いや流浪するだけの貧民は大目に見るようになった。前記のようにマレシヨセは多種多様な任務を帯びていたこともあって、警察活動の主眼は犯罪捜査に置かれた。したがって、乞食や流民の捕捉は、犯罪と関わる場合に限られた。彼らが犯す犯罪で最もありふれたのは、窃盗や押し込み強盗であった。ギユイエンヌやオーヴェルニュの住民がもつとも関心を抱き許容しなかった犯罪は盗みだった。住民が見つけ捕らえた盗人は、自ら処罰する慣習があった。それは一種の共同体の儀式で、犯人は頭の片方を棒で叩かれ、その後残りの片方の頭髮を刈り上げられた。盗んだ物の価値は二の次で、盗むという行為が憎まれたのである。このお仕置きのあと、犯人は代官やマレシヨセに引き渡された。[Cameron, p. 179]

ギユイエンヌ、ペリゴール管区のプレヴォ裁判官は、流民や乞食の犯罪動機の解明にはまったく関心が無かったという。なぜなら極度の困窮が彼らを窃盗や強盗に導くことは、自明の理だったからである。[Cameron, p. 161] 例えば、雨露を凌ぐだけのバラックに住む日雇農は、食べ物や着る物、一足の靴が欲しかった。そこでかれは上着二着、チョッキ、シャツ、一足の靴を盗んだという。別の日雇農は妻子が三日間何も食べていなかった

ので、領主の館に穀物を盗みに入ったという。また、ある路上人足は、粉挽小屋を襲ったのは五日間食べておらず、パンや小麦が欲しかったからだと述べた。ある悪名高い一〇歳の少年は、三、四塊のパンを真夜中に盗んで家に持ち帰った、母親も兄弟姉妹も叔母も夕食に食べる物がなかったからだと告白したという。[Cameron, p. 163]

マレシヨセが流民を捕捉する場合、基本は現行犯であった。盗みをしたとして住民が捕らえ、マレシヨセに引き渡された流民は、有徳の士による人物保証があれば釈放されたが、ない場合は裁判にかけられた。二、三事例紹介すると、

○ジャン・ナダルという若者、一七八〇年一月、領主の厩舎から鞍を盗んだ容疑で、分益小作人宅に寝泊まりしているところを逮捕された。かれは家もなく、生年月日も生地も知らなかった。だが以前領主に馬丁やぶどう栽培人として雇われたことがあり、その場所を熟知していた。かれを捕らえた者はかれの肩に最近捺された、*V* のマークが見えたと言言した。プレヴォ裁判官はいろんな面から見て、かれが窃盗犯だろうと考えたが、そのような外観で有罪とはせず、かれを釈放した。[Cameron, p. 147]

この若者は、住所不定で無職、しかも *V* のマークがある前科者であり、王令の云う流民に該当したが、現行犯でもなく、物証もないので、プレヴォ裁判官は有罪にできなかったものと思われる。

○フランソワ・エリイという少年は、ペリギューの乞食収容所で育てられた。一四歳の時にそこを脱走し、二年間、市場などで食べ物を盗みながら放浪生活を送っていたが、一六歳のとき騎馬憲兵隊に捕捉された。本来なら十分にガレー船漕役をうける年齢だが、有罪判決をうけずオピタル・ジェネラル送りとなった。

[Cameron, p. 160] 年齢やかれの経歴(捨子もしくは孤児)などから情状酌量されたものと見られる。

キヤメロンは、ギューエンヌのマレシヨセ裁判は盗みをした流民にも概して寛大な態度を示したと云う。彼らは住民や騎馬憲兵隊に簡単に逮捕されるし、盗んだ物も価値のないものが多かったからだと云う。彼らの盗んだ物は、パンや鶏、穀物粉などの食べ物、ジャケット、シャツ、毛糸の帽子や靴下などの着る物、そしてサンダルや靴などの履物などだった。空腹に耐えかねて、寒さを凌ぐために、止むに止まらず盗んだに違いない。したがって情状酌量されたと思われる。

他方、ブルゴーニュ北部のランゲル Langres のマレシヨセは幾分事情が違う。一七二〇年から八九年までの七〇年間に、マレシヨセが下した判決は七八件と少なかった。というのは上座裁判所などと裁判事件を分け合っていたからで、マレシヨセのプレヴォ裁判官が裁くのは、専ら乞食と流民が街道や村落で犯した盗みに限られているからである。盗品の中身もギューエンヌとは異なり、概して高価な物だった。例えば牛馬などの家畜、寝室やタンスの中の綿や麻のシャツ、豪華な着物、引き出しの金貨や銀貨、宝石、時計、キリストの十字架像、銀の食器などだったという。

盗みに入るのは日曜日の朝、住民がミサで家を留守にするときで、家の裏手から庭の壁伝いに、あるいは窓枠を破って侵入する手口が多かったという。それでよそ者の乞食や流民を見つけると、村人は掠奪や盗みを警戒して、ミサに行くのを止めたという。

犯人は証拠を突きつけられても大概是罪を認めなかった。裁判官は盗品や盗みの道具―鳥もちや鳥もちのついた羊皮紙、鯨の髭(これで狭いところをまさぐるらしい)、石切用の鋏、南京錠の鍵など―の証拠品を突きつけ

て有罪判決を申し渡した。教会に入って祭壇の聖なる布や聖具を盗むと、「加重情状の窃盗 vols qualifiés」として、絞首刑か終身ガレー船漕役刑などの有罪判決を受けた。[Garnier, pp. 250-252]

危険な流民

大部分の乞食や流民は当時の封建社会のどん底で呻吟し、自力では社会的上昇はおろか人間らしい質素な生活すらできない人々だったが、この大群からさらにこぼれ落ちてアウト・ローになる人々もいた。彼らはもはや人に施しを求めるのではなく、暴力で欲しいものを奪う犯罪者であった。一七二一年に山賊カルトゥーシユは処刑されていたが、その残党は再び一党を結成する動きをみせていた。一八世紀半ばにはオルレアン地方の森に、別の山賊の一味がうごめいていた。同じ頃東部のサヴォワワからスイス国境にかけて密輸などで稼いだカネを貧民に配り、義賊と云われたマンドランが逮捕処刑された⁽¹⁵⁾。

一八世紀後半になると、社会的紐帯から完全に外れた「危険な流民」が数を増してゆく。ハフトンは、パリの南西部ボース地方から東に向けてブルゴーニュ北部までが、とくに危険な流民が跋扈する一帯だったという。そこはフランスの穀倉地帯やぶどう栽培地帯が連なるところで、豊かな大農園が彼らの標的となった。

最も規模の大きい「盗賊一団 bande」は、ユラン Hulín 一党でボースからオルレアネー一帯で掠奪や強盗を繰り返していた。年齢ははっきりとは掴めないが、四〇歳までの壮年男子が主力で、規模は凡そ二〇〇人、その三分の二はガレー船漕役刑など犯罪歴があったという。彼らは捕まったら死刑になることを覚悟のうえで、非道を繰り返した。一七八三年にユラン一党の主力メンバーは、ポリスの尽力で捕縛され裁判に付されたが、殺人刑が六

人、強盗刑が八人だった。⁽¹⁶⁾ カネを含む盗品の価値は二〇万リーヴルにも達したとごう。[Hutton, 1972, p. 122] の他、ポワトゥにはカティネ一党、ランゲル近くにはブリダ、スワソネにはブリウの徒党が活動していた。盗賊団はみな綽名をつけて呼び合った。誰かが捕まって拷問されても、首領や仲間の情報が警察に伝えられないように警戒したためである。

地方長官を務めたトゥローヌは、こうした類の流民は社会にとって「無用」であるばかりか、「社会的災厄」だと主張した。かれが一七六四年に著わした小冊子『流民・乞食論』のなかには、危険な流民の生態や犯罪行為が綴られているので、簡単に紹介しよう。

危険な流民は村に入ると村人にパンやワイン、着物類などをねだる。素朴な村人は彼らが魔術をつかって家畜を殺すことができると信じており、また仕返しを恐れて大抵はその要求を呑む。こうして彼らは欲しい物を手に入れるが、要求を断られると本当に穀物倉に火を放つこともある。手に入れたパンが相当量にのぼると居酒屋にいつて売ったりもする。獲得した獲物を森のねぐらに持ち帰り、焚火をして料理をしたり、暖をとりながら宴会

(15) カルトウーシユについては「蔵持不三也、2011」を、またマンドランに関しては「千葉治男、1987」を参照せよ。

当時の民衆は塩やタバコの密輸業者をかれに因んで「マンドラン」と呼んでいた。[Lebvre, p. 41]

(16) これらの盗賊団の逮捕と裁判には密偵—フランス語では *mouchard* もしくは「*mouche* 蠅」と呼ばれた—の情報が役立った。マレシヨセの手先となった密偵は、安食堂や居酒屋に出入りして、カネ使いの荒い泥酔した男に近づき、彼らが軽率にも漏らすカネの出どころなどの情報を聞き出した。これはペリゴールなど地方のマレシヨセも使用したフランス警察の十八番オハコの手段であった。[Cameron, p. 59]

を催す、と云う。[Trosne, p. 6]

トゥローヌは、一七五五年以降数年間にパリ徴税管区で起きた、二五件の強盗・殺人事件の概要を述べている。強盗の典型的な手口は、まず仲間の誰かが村を下見する。住民数や金持ちの家などを訊きだす。そうして目星をつけた家に、農場にある犁の刃などを武器にしてドアを打ち破って侵入する。家人を縛り上げ、足に火をつけてカネの在りかを訊きだす。カネやめぼしい物を奪った後に、家人を鉄の棒で撲殺するというものだった。

さらにより周到な「謀りごと *complot*」では首謀者は、内縁関係にある女¹⁷情婦である。彼女は独りで裕福そうな農家を訪ね言葉巧みに一夜の宿を乞う。そうして部屋的位置や家人の数、入口や出口の逃走経路、カネの在りそうな所などを頭に叩き込んで、翌日森に戻ってこの情報を男たちに伝える。数日後の夜、男たちがこの家に押し込む。家人たちを縛り上げ、夜具に押し込め、拷問を加えてカネの在りかを訊きだし、奪った後に殺害する。カネと盗品は森のねぐらに持ち帰り、盗品は仲間の女たちが元の品が判らないように加工して販売する、という段取りである。⁽¹⁷⁾このような手口で押し込み強盗・殺人を犯した流民は、当管区では四〇人以上にのぼり、いずれも逮捕され裁判の結果死刑に処せられたという。[Trosne, pp. 10-12]

革命前夜には「危険な流民」の隊列はますますその数を増し、フランス各地で悪事を働くようになった。当時の人々は彼らを「山賊・追剥ぎ *brigands*」と呼んで恐れた。この呼び名は革命初期に各地に起こった「農民暴動 *émeute, révolte paysanne*」に加わった民衆をも指すようになったのだが、「大恐怖」を著したルフェーブルは、「当時の用語法に従えば『山賊』と呼ばれた人々の中には、もちろん大都市追放された者や烙印を捺された者がいたことは確かだが、大多数は悪人 *malfaitours* ではなかったし、山賊行為は滅多に見られなかった」と語る。マ

コネ地方で逮捕された「暴徒」らの職業は、農業では自営農、定期借地農、分益小作農、日雇農、農家下僕などであり、他には各種の職人、小売商人、粉挽、地主、領主護衛、城館の管理人、学校教師、都市住民総代、バイイ裁判所の代議員など、実に多様であったという。[LeFebvre, p. 147]

したがって、社会的紐帯から外れた「危険な流民」と、圧政下に苦しみ怒りに燃えて蹶起した農民暴動の参加者たちを、たとい当時の人々が同じように「山賊」と呼んで恐れたからと云って、同一視することはできないように思う。

以上眺めたように、マレシヨセは概して云えば、「単純物乞い」は元より、物乞いする流民をも直ちに捕捉することに慎重だった。彼らが他人の物を盗むなど何らかの犯罪行為を犯したときや、前科者と判明したときには捕捉・連行し、プレヴォ裁判にかける程度だった。一七二四年王令では「身体壮健で労働可能な食や流民」を捕捉し、オピタル・ジェネラルに収容するか、懲罰を与えるように命じたが、現実には王権の狙い通りにはゆかなかつた。この王令の不首尾については節を改めて考えるが、結論を先取りして云うなら、不首尾の最大の原因は統治の側における民衆文化への理解欠如であった。この点では、マレシヨセは地元民の生活慣習や風俗を熟知していたので、王権の指示や命令を取捨選択して適宜、実行する賢さがあつたのである。例えば、飢饉や食糧

- (17) ハフトンによれば、ある盗賊の一派は盗んだ貴金属を溶かして加工する職人をもっていたという。また別の一派は商宅に押し入っても現金は探さず上質な衣類や布地を専門に盗んだという。当時は機械製綿布が出回る前だったので、布地はとくに貴重だった。また古着でも少し修繕して盗品を捌く業者に売ったと云う。[Hutton, p. 119]

危機に際しては、管轄住民のために食料輸送馬車のエスコートや穀物商人にリーズナブルな価格での販売を促すなどに努めたとの指摘もある。各地のマレシヨセについての活動実態の研究がまだすすんでいないので断定はできないが、治安維持や犯罪抑止については、騎馬憲兵隊による定期パトロールや、うち揃つての「大騎行」などデモンストレーション効果を狙っていたと思われる。

第三章 一七二四年王令へのオピタル・ジェネラルの対応

巡邏

マレシヨセ分遣隊が主に王国街道や大市などで、乞食・流民を取り締まったとすれば、街中で物乞いする貧民を捕捉する役目を担ったのは、「巡邏 アルシェ archer」であつた⁽¹⁸⁾。ほとんどのオピタル・ジェネラルは国王特認状で巡邏をもつことを許されたが、これはオピタル・ジェネラルの「私的警察」とも呼ぶべきものだったから、民衆との間に軋轢が生ずることがよくあつた。

巡邏については幾つかの特筆すべき事柄がある。一つは、地方のオピタル・ジェネラルがどこも巡邏を保持していた訳ではないことである。例えば、オーヴェルニュには七つのオピタル・ジェネラルが開設されたが、巡邏をもてないところもあり、雇えても精々二人であつた。大都市サン・テチエンヌのオピタル・ジェネラル―正式名称は「サン・テチエンヌ・シャリテ・オピタル・ジェネラル Hôpital Général de la Charité de Saint-Etienne」でも、開設後しばらくは巡邏をもてず、漸く一七二四年王令後に、自薦してきた者を巡邏に雇い入れた程である。

リヨンのオピタル・ジェネラル(正式名称は「リヨン・シャリテ・オピタル・ジェネラル」)は特別で、一六九二年には巡邏の銃火器携行も許された。名前も「スイス」に変更され、四人一組の班がパトロールに当たった。さらに一八世紀初めには一五人の規模になった。大都市リヨンには近隣農村から多くの貧民が流れ込み、物乞いが溢れていたからである。しかしこれは例外で、小規模なオピタル・ジェネラルは巡邏をもてないか、精々二人を雇うのが精一杯であった。オピタル・ジェネラルは恒常的に赤字運営だったからその賃銀を惜しんだということもあるが、理由はそれだけではなかった。

第二の特筆事項がそれで、巡邏の調達が難しかった、換言すれば、巡邏にはなり手が少なかったという事情があった。オピタル側にすれば、巡邏は市民の中から素行や体格の良い者を選びたいが、サン・テチエンヌのオピタル・ジェネラルの事例にあるように、自薦してきた者を雇う他なかった。俸給が安いことももちろんあるが、巡邏という職業が市民から軽蔑されていたからである。巡邏が物乞いする貧民を市中で捕らえること、つまり「乞食狩り」が庶民には許しがたい「蚕行」に思えたのである。乞食狩りは民衆との間に、しばしばトラブルを惹き起こした。尋問され捕捉連行される物乞い貧民が、オピタルに連行されるのを拒み抵抗すると、これを見ていた民衆が加勢し巡邏と揉み合うことがしばしば生じた。幾つか事例を紹介する。

レンヌ管区ヴィトレのオピタル・ジェネラルには二人の巡邏が、年俸二六リールという信じがたい薄給で雇

(18) だが、一七三一年二月五日の王令は、この管轄分担任を変更し、マレシヨセに市中での乞食・流民の逮捕を認めた。

このため巡邏とマレシヨセの間に軋轢が生ずることが間々あった。

われていたが、⁽¹⁹⁾ 彼らは一七三一年三月二六日から三〇日の間に二度も酷い目に遭った。一度は街中の路上で物乞いを逮捕しようとしたとき、住民に暴力を振るわれたし、二度目はオピタル・ジェネラルから逃げた娘を連れ戻そうと彼女の家に出かけて暴行を受けたという。[Nougaret, p. 209]

次はパリの事例である。一七二四年七月、ある女が巡邏に連行されようとしたとき、友だちの家事使用人が、この人は乞食ではなく皿洗いなだから連行しないでくれと頼んだ。そのうち大勢の家僕や召使らが手に棒切れや箒、石をもって集まり、この女を連行するなど騒ぎ立てた。[Farge, p. 320] 逮捕される者が顔見知りの場合、その解放を求める庶民は、きつと「明日は我が身」という気持ちで働いたのであろう。この「自己同一化 [identification]」は、連帯感というよりもっと強い感情だろうと、ファルジュは云う。[Farge, p. 319]

一七四九年パリのジャコブ通りでは、逮捕された乞食を、家僕や召使が逃がしてやった。この間、彼らの主人たちも二階の窓から、巡邏にお湯やコーヒーの一杯入ったポットを投げつけて加勢した。すると、その家のすべての階から水や尿尿の入ったポット、陶器などが次々と落とされた。住民たちは大喜びでこの助勢に打ち興じた。巡邏は大怪我を負ったと云う。[Farge, p. 324]

パリジャンは反権力の意識が地方よりも強い。とりわけ権力に反抗的なのは右の例に見たように、家僕、召使などの家事使用人、肉屋など小商人の見習い、セーヌ河岸で働く船頭や荷担ぎ人足、洗濯船の女たち、小売人などいわゆる都市雑業に従事する者だった。またギルドの結束の強い石工なども、仲間や顔見知り⁽²⁰⁾が巡邏に捕捉されそうになると、その声を聞きつけた仲間が道具などを持って駆けつけ、巡邏から仲間を奪い返そうとした。

このようにオピタル・ジェネラルの「私的警察」たる巡邏は危険な仕事であり、下層都市民衆からは卑しい職

業と見られていた上に、安い俸給だったこともあって調達が困難であった。民衆は、喜捨はキリスト教の隣人愛の実践であり、物乞いは貧者の慣習的権利であって犯罪ではないと信じていた。この民衆の感情を「逆撫で」する存在が、巡邏だったのである。

「身体壮健の乞食・流民」の受け容れ

一七二四年の王令の新機軸は「身体壮健な乞食・流民」をもオピタル・ジェネラルに受け容れ、その能力に応じた仕事を与え、怠惰の矯正を図ることであった。各地のオピタル・ジェネラルは、王権のこの方針をどの程度実行したのだろうか、モノグラフが書かれた幾つかのオピタル・ジェネラルについて眺めてみよう。

ブルターニュの州都レンヌのオピタル・ジェネラル(一六七八年開設)は、先述したように、基本的には労働

(19) 年俸二〇リールという信じられない薄給は、巡邏は貧民の葬儀の際、柩担ぎをして謝礼を受け取ることができからだという。これに対してレンヌのオピタル・ジェネラルの巡邏の年俸は二〇ハリールだった。これとて決して標準とは云えない額である。[Mougaret, p. 209]

(20) サン・テチエヌでも事態は同じだった。最下層の民衆は乞食狩りをする巡邏を侮辱し、手ひどい扱いをした。巡邏が教会の入口や路上で捕らえた乞食や流民を、傍で見っていた民衆が力づくで解放させたという。そこには民衆の素朴で伝統的な心性が作用していたという。つまり、「閉じ込めが始まって一世紀経っても、民衆のこころのうちでは物乞いは犯罪ではなかった。物乞いをする本人も自分ではそういうものだと考えていなかった。」[Gutton, 1971, pp.

不能貧民と子どもらの避難所 *shelter* であった。記録が残っている一七二八年から三一年までの年間入所者は五〇〇人を超えるのだが、その八二～八九%が地元の労働不能貧民と子どもだった。したがって、残りの一〇数%、五〇～六〇人が労働可能な貧民と考えられるが、ほとんどは「志願入所者 *engaged*」であって、マレシヨセや巡邏に捕捉連行された者はごく僅かだったよう⁽²¹⁾だ。更に注目さるべきは志願者の六分の五は女性だったことである。彼女たちは何の生活支援もなく困窮極まって、オピタル・ジェネラルにパンと寢床を求めたと思われる。そこで彼女らは掃除・洗濯など所内の雑務的な仕事に汗を流した。

巡邏が捕捉・連行したなかに「壮健な乞食・流民」がいなかった訳ではないが、レンヌやヴィトレのオピタル・ジェネラルはこれをオピタルに収容せず、レンヌではトゥサン塔にある監獄に、ヴィトレでは市の監獄にぶち込んだ。この二つのオピタル・ジェネラルは、地方長官の一七二四年王令を忠実に実行せよとの強い要請にもかかわらず、これまでの方針を変えないことなく、地元の労働不能貧民だけを受け容れて世話したのである⁽²²⁾。この理事たちは地方の自律性を誇りにしていたから、王権が求めた壮健な貧民をオピタル・ジェネラルに「閉じ込め」、半ば強制的に労働させるという方針に強い忌避感を抱いたのである。

ブルゴーニュ・ディジョンのオピタル・ジェネラル開設には、コルベールや地方長官の強い介入があったことは前述したが、ここでも入所者の主流は労働不能貧民であった。一七二四年王令がでると再び地方長官が介入し、壮健なる乞食・流民の受け容れを強く求めた。オピタル・ジェネラルは旧サン・テスプリ病院の教部屋を借り上げ、六〇床（後に一二〇床）を用意するとともに、書記や介護と警備要員を九名配置し、受け容れ態勢を整えた。資料がある一七二九年の入所者の構成を見ると、計一一八人のうち、労働不能貧民は八七人、労働可能貧

民は三一人であった。労働不能貧民をさらに細かく見ると、男一四人、女一九人、子ども五四人であり、労働可

(21) プルターニユのマレシヨセについては、史料不足もあって説明が進んでいないが、シャパラン・ヌガレ女史によれば、マレシヨセは絶対的な人員不足のため、乞食や流民の監視活動は左程活発ではなかったようだ。プルターニユの住民二〇〇万人に対し、マレシヨセは当初二七分遣隊、憲兵一五〇人という少なさであった。しかも、マレシヨセの活動は塩の密輸取り締まりに重点が置かれていた。というのは、プルターニユでは塩税がミノ *minot* (約三九リットル) 当り二リーヴルでしかないのに、隣接するノルマンディでは同一三リーヴル、アンジュやメーヌでは五九リーヴルもしたから、当然密輸がはびこっており、住民の中にはその運び屋として賃銀を稼ぐ者が多かったという。しかも興味深いことには、プルターニユの高等法院も、隣接する他州の人間がこの地に来て居を構えることは禁じていたが、同胞たちが塩の密輸をすることは大目に見ていたという。[Nougaret, p. 157]

話を乞食や流民の取り締まりに戻すと、一七二六年から三七年までの二二年間に、マレシヨセが残した調書は四九件と少ない。マレシヨセは職務質問しても逮捕・拘留しなかったらしい。しかも有罪判決を受けた者も、「追放、生国送還、流浪・物乞いの禁止」という軽い裁決が最も多かった。このため、財務総監オリイは、一七三〇年四月にプルターニユの地方長官宛てに、当地方には乞食や流民が横溢しているのだから、許可なく流民を釈放しないように周知せよと書簡を送った。これを受けた地方長官は、マレシヨセやオピタル・ジェネラルに、できるだけ流民を捕捉し、オピタル・ジェネラルもこれを受け容れるようにと指示を与えた。[Nougaret, p. 215]

(22) ヴイトレのオピタル・ジェネラル(一六七八年開設)は小規模で、専ら労働不能貧民と子どもを收容した。一七二八年には労働不能貧民三三人、子ども五二人、二九年は各三三人と七二人、三〇年は三七人と七二人、三一年は三九人と九二人という具合である。ここには志願入所者もほとんどいなかった。[Nougaret, p. 218]

能貧民は男二人、女一〇人であった。後者のうち、どれほどがマレシヨセや巡邏により捕捉・連行されたのか、あるいは自ら志願して入所したのかは判然としないが、少なくとも当オピタルが王令の趣旨を汲んで、壮健な乞食・流民をそれなりに受け容れていたことが窺える。しかし、彼らが王権の要請にすんなりと従った訳ではなかった。「彼らは労働を拒んでいるので、お仕置きとしてパンと水だけの食事しか与えなかった」とあるからである。[Blaire, p. 151]

こうしたなか一七三一年にこの町に流民が押し寄せ乱暴狼藉をはたらく事件が起きた。マレシヨセや巡邏がうち三〇人ほどを捕らえ当オピタルに収容した。すると前から入所していた貧民の中にはこれを嫌って逃げ出す者が続出したという。それはさておき、ほぼ同じ頃国王はオピタル・ジェネラルへの補助金交付を中止した。これはポーランド継承戦争の勃発による戦費確保のために、全国一律に採られた措置なのだが、当オピタルは当然運営困難に陥り、業務の縮小を余儀なくされた。地方長官と協議し、その合意の下に当オピタルは、収容していた乞食や流民の大部分を釈放した。彼らの多くはよそ者貧民であったから、地方長官は彼らに生国に戻り、そのオピタル・ジェネラルに出頭して世話を受けるようにと訓示したのである。このような訓示に唯々諾々と従う流民がどれほどいたか、大いに疑問とするところだが、それはともかく、この後、デイジョンのオピタル・ジェネラルは身障者や老齢貧民、子どもなど労働不能貧民だけを収容するホスピスに戻った。

ブルゴーニュにはもう一つ、マコンにオピタル・ジェネラルがあったが、これも一七二四年王令に従って、積極的に労働可能貧民を受け容れたことが判っている。一七二九年の入所者の構成は、労働不能貧民は、男女が各九人、子ども九四人の計一一二人に対し、労働可能貧民は男八二人、女六人の計八八人に昇る。全体の四四％が

労働可能貧民だったことがその証拠である。彼らがマレシヨセや巡邏に捕捉されたものか、「志願者」かは、判然としないが、彼らはオピタルが用意した「安価な毛織物」^{ドロゲ}製造には意欲を示さず、働かなかったという。二四年から三三年まで、王権から年間一六千リールもの補助金がこのオピタルに下賜されていたが、前述したようにこれが廃止されるに及び、壮健貧民の受け容れも停止したようである。[Bolotte, p. 175]その後、当オピタルは子どもらの綿紡績と織布の技能研修に力を注ぎ、成功を収め、一八世紀後半にはホスピス兼孤児院となった。

フランス中部ペリイの州都ブルジュでは、マレシヨセもオピタル・ジェネラルも、二四年の王令に忠実に、かつ素早く対応したようである。二四年八月二三日から九月三〇日までの期間に、当オピタルに入所した者は四人、うち二人はマレシヨセか巡邏に逮捕・連行された者だった。翌一〇月から一月までの期間では、入所者五〇人のうち逮捕・連行された者は二六人に昇った。さらに一二月二五日から翌年二月末までの期間では、延べ三二〇人が入所したが、マレシヨセや巡邏に捕捉・連行された者二五人、自発的入所者一九五人だった。[Paulhe, p. 346]この半年余の間に入所した者の凡そ半分が、「乞食狩り」で捕らえられ収容された貧民であった。その後の推移や、これら壮健な貧民が所内でどのように処遇されたのかは不明なのだが、二四年以後数年間は王令が実行されたことは確かだった。

オーヴェルニュの地方長官グランヴィルは、一四年王令をうけて、イソワールほか、クレルモン、ティエール、サン・フルール、オーリヤックなど管轄区の七つのオピタル・ジェネラルに、流浪する乞食や流民の受け入れを要請した。

イソワールのオピタル・ジェネラルは、前述のようにベッド数三〇床の^{コブタイ}小体な施設だが、この要請に応じてマ

レシヨセや巡邏が捕捉・連行した乞食・流民を收容した。入所記録簿によれば、二四年の入所者計二二人のうち男は九名、そのうち壮健な乞食は八人、そのうち六人はマレシヨセに逮捕された者だった。翌二五年は二五人の入所者のうち一〇名がマレシヨセや巡邏に捕捉された者、うち三人が壮健な乞食だったという。[Bellande, p. 19]⁽²³⁾だが翌年以降、この手の乞食や流民の捕捉・連行は目立って減少する。イソワールのオピタル・ジェネラルも早くも一七三〇年前に、王令施行の意欲が衰えて、旧来のオテル・デュの伝統を引く老齢病者や孤児など労働不能貧民を世話する施設に戻った。

その他のオーヴェルニュのオピタル・ジェネラルも、イソワールと似たような軌跡を辿ったようだ。オーリヤツクのアピタルは二四年九月から二月までの間に、男一四人、女一人、計二五人の浮浪乞食を收容した。クレルモンのアピタルには、二四年二月に男八人、女七人、計一五人の浮浪乞食が收容された。ティエールのそれには、二四年には男二六人、女二四人の計五〇人が、翌二五年には男五九人、女四六人の計一〇五人の浮浪乞食が收容された。[Gutton, 1973, p. 202] ティエールのオピタルに抜きんでて收容者が多いのは、この地は製紙業が盛んで労働者住民が多いこと、加えてクレルモンからリヨンまたはサン・テチエンヌに至る幹線道路の中ほどに位置していることも関係しているようだ。

地方長官の強い要請をうけて、オーヴェルニュのマレシヨセや巡邏が、「乞食狩り」に熱心に取り組み、その結果オーヴェルニュの小教区からは乞食の姿が消えたと云われる。しかし、この表面的な成果は、決して貧窮問題の根本的な解決を意味してはいない。一七二九年に地方長官グランヴィルは、財務総監宛てに、「貧窮が再び起こり、この地方の村々には人気がない。皆町に物乞いに出かけてしまった」と報告している。[Paulire, p. 347]

一七三〇年にグランヴィルの後任地方長官となったトゥリユデーヌ Trudane も、熱心に貧民救済に取り組み、とくにクレルモンとサン・フルールのオピタル・ジェネラルでのマニユファクチュール事業に力を注いだ。クレルモンのオピタルに毛織物製造のためのマニユを造り、ペリイやブルジュなどから職人や労働者を招き、入所に技術を伝授させた。その製品はドロゲやラチネなど左程上等ではない毛織物であったが、ポルドーなどの大市で売られた。トゥリユデーヌはこのために院内規則を逸脱して起床時間を早め、祈りとミサの時間を削り、院内労働を充実させたという。どれほどの入所者、とりわけ「壮健な乞食や流民」が、かれの指示に従って労働に勤しんだかは不明である。ところが、かれが三四年に別の任地に転出すると教師役の職人も辞める者が出て、在庫は山積しマニユも沈滞してしまった。マニユの活況は僅か二年足らずだった。[Gutton, 1973, p. 150]

もう一つサン・フルールのオピタルにも、トゥリユデーヌは三二年に織機二〇台を購入させ、原毛を紡績し織布に仕上げる作業を開始した。入所者の凡そ半分四七人が労働可能であり、うち何名かは「よそ者貧民」であった。少年少女らと共に羊毛の経糸と緯糸、梳毛、カセ上げなどの作業に従事した。ここでも他所から織布工などの職人を招き技能を学んだという。トゥリユデーヌが離任した後も、ここでは一七五二年頃まで事業が細々と続いたという。[Gutton, 1973, p. 152]

(23) ギュトンの研究では収容された乞食の数が幾分異なるが大きな差はない。参考までに記すと、二四年が男一二人、女五人の計一七人、二五年は男一四人、女一人の計五人、二七年は男一七人、女六人の計二三人である。

[Gutton, 1973, p. 202] 但しかれの研究ではマレシヨセや巡邏に捕捉されたとは記されていない。

南仏マルセイユのオピタル・ジェネラル（一六八七年開設）にも、この時期多くの乞食・流民が收容された。

これは、マレシヨセや巡邏が王令に則り熱心に「乞食狩り」をした「成果」なのだが、それだけこの地方一帯の住民が困窮している証でもあった。当オピタルは、入所者を「扶助を受けた乞食」と「拘留された乞食」に大別して記録している。「扶助を受けた乞食」はさらに、老齢や身体障碍で働けない貧民と子どもに分けられる。労働不能貧民は一七二四年から三三年まで、一時期を除いて五〇人前後で安定している。これに対し子どもは変動が激しく、二四年には六三人だったのに年々増加し、二九年には一九二人に昇っている。何らかの事情で我が子を養育できなくなった親が、オピタルに「捨てた」のか、あるいは後述のベストで親を亡くして保護された孤児たちか、史料が少ないので断定はできない。それはともかく、この「扶助を受けた乞食」の多くはマルセイユの住民であって、巡邏などに逮捕・連行された者はごく少数だった。⁽²⁴⁾（表1・表2参照）

これに対し、「拘留された乞食」は、街道筋や街中でマレシヨセや巡邏に捕捉された「よそ者貧民」であった。その数は二四年には一三〇人程度だったが、二七年には二倍の二六四人にも達し、その後急減する。この人々の特徴と社会的属性について詳しく見てみよう。

第一に、拘留乞食の三分の二は男だが、女の乞食も無視できない程いる。第二に、年齢別では青少年と壮年層

(24) 「扶助を受けた乞食」の数が都市住民に比して少ないように思えるが、これには、南欧の都市には「貧苦を羞じる貧民 *pauvres honteux*」を救済する「ミゼリコルド *miseri corde*」という組織があったことも関わる。「ミゼリコルド」

慈悲の心」という組織は、何らかの事情で貧窮の淵に立たされた商人、弁護士、芸術家、職人、紳士、不治の病者などに、在宅救済を与えるものだった。[Valin, p. 5]

表 1 マルセイユのオピタル・ジュネラルの入所者 (1724-1733)

	扶助を受けた乞食			抑留された乞食			総計
	子供	労働不能者	小計	男	女	小計	
1724	63	52	115	107	24	131	246
25	99	66	165	131	57	188	353
26	49	26	75	161	69	230	305
27	101	96	197	175	89	264	461
28	148	74	222	136	47	183	405
29	192	52	244	67	21	88	332
30	134	39	173	66	11	77	250
31	139	43	182	25	28	53	235
32	154	63	217	48	1	49	266
33	130	50	180	127	11	138	318
平均	121	56	177	104	36	140	317

出典 {F. -P. Blanc, 1970, p. 119}

表 2 マルセイユで捕捉された乞食の出身地 (1724-1733)

	マルセイユ住民		よそ者		総計	
	男	女	男	女	男	女
1724	15	3	92	21	107	24
25	6	3	121	47	127	50
26	5	6	139	50	144	56
27	8	9	128	59	136	68
28	6	2	101	36	107	32
29	2	-	61	21	63	21
30	1	-	53	10	54	10
31	1	3	21	23	22	26
32	1	-	47	1	48	1
33	5	-	112	1	117	11

出典 {F. -P. Blanc, 1970, 112}

引用者註 これは初犯の捕捉乞食だけである。

にほぼ均等に分布しており、六〇歳以上の老年層は少ない。(表3) 第三に、マルセイユ住民はごく少数である。大部分が「よそ者貧民」である。その出身地を調べたヴォヴェルによれば、プロヴァンス低地からプロヴァンス高地へ、さらに遠くラングドック一帯にまで広がっている。プロヴァンス高地の村々、例えばフォルカルキエ、システロン、ディーニユ、カステランス、バルスロネットなどである。最後のバルスロネット村からマルセイユまでは険しい山岳路で二〇〇kmの距離がある。これらの村々から、彼らは道々物乞いしながら、ときに畑の作物を盗み食いしながら、何日もかけて歩いてきたのである。この長い旅程には老齢者や幼児は耐えられなかったであろう。彼らの前職を見ると、当然ながら農業関係が多い。自営農、日雇農、羊飼、ぶどう栽培農民、果樹栽培農民、桑の葉を集める労働者(フランスでもこの地帯は養蚕業が盛んだった)などである。

表3 マルセイユで捕捉・拘留された乞食の年齢 (1724-1733)

年齢 年	男性						合計	女性						合計
	15-20	~30	~40	~50	~60	60~		15-20	~30	~40	~50	~60	60~	
1724	16	26	22	27	15	1	107	4	9	9	2	-	-	24
25	20	37	19	27	25	3	131	6	22	8	7	14	-	57
26	32	36	28	23	31	11	161	5	12	15	15	16	6	69
27	30	42	24	23	28	28	175	14	18	19	17	17	4	89
28	38	37	21	18	13	9	136	9	10	11	14	3	-	47
29	8	22	11	13	9	4	67	2	5	2	6	5	1	21
30	13	23	8	8	13	1	66	4	2	2	3	-	-	11
31	11	6	2	1	3	2	25	7	6	8	5	2	-	28
32	7	21	9	5	3	3	48	-	-	-	1	-	-	1
33	17	17	23	19	22	29	127	-	-	2	2	-	6	11

出典 [F. P. Blanc, 1970, p. 112]

引用者註1 原表には15歳以下のデータは記載がない。

註2 60歳以上は引用者が一括掲示した。

マルセイユの後背地（ヒシケイランド）から滔々と流れ込む貧民を生み出したのは、プロヴァンス一帯がこの時期、戦争と疫病、自然災害に見舞われたためであった。一七〇一年のスペイン継承戦争ではサヴォワ軍による侵攻をうけて、住民は戦費の醸出、秣や食糧の徴発を求められ、さらにオーストリア＝オランダ軍により、ニース南西部カーニユのオリヴ樹は根こそぎ抜かれたという。⁽²⁵⁾ [Blanc, p. 97]

また疫病ではヨーロッパ最後のペスト流行が、一七二〇年にこの地方を襲い、甚大な犠牲を生んだ。マルセイユだけで人口の半分が死亡し、プロヴァンス低地だけでも一〇万人が命を落とした。⁽²⁶⁾ [Valrin, p. 15; 西迫大祐, p. 26]

自然災害では一七〇九年の厳冬はフランス全土に関わるが、この地では右のサヴォワ軍の侵攻と重なり、小麦の種まき機会が奪われ、翌年の飢餓状態を惹き起こした。その後も厳冬は断続的に起こり、その都度オリヴやぶどうの樹が枯れた。またこの時期、夏の降雹も、一七二〇年から三年間と一七年、二八年から三〇年までと断続的に起こり、果樹栽培だけでなく、その加工産業に甚大な被害をもたらした。⁽²⁷⁾ [Valrin, p. 16] マルセイユ北西の小都市ラ・ファールの参事会は、一七三二年に地方長官補佐に次のように報告している。「穀物の収穫は恐らく播種量を上回ることではできない。アーモンドの収穫も平年の五分の一にも満たないだろう。オリヴも頼り

(25) その後一七四〇年のオーストリア継承戦争でもここは被害を蒙った。イギリス海軍が軍港トゥーロンの近くに大艦隊を集結し、フランス軍を討伐した。またオーストリア軍はヴァール河を遡行してフランス軍を討伐するかたわら、

近隣住民から多額の軍資金と食糧を徴発し、掠奪を繰り返した。[Valrin, p. 11]

にはならない。秣も全くとれない。住民は昨年来、極度の貧民に喘いでいる。」と。[Valin, p. 17]

オピタル・ジェネラルに収容された多くの「拘留乞食」は、オピタルの規則では二カ月間拘留されることになっていたが、脱走するものが跡を絶たなかったという。[Blanc, p. 114] 果樹栽培など農業に従事していた農民にとって、早朝から就寝までの一時間刻みのスケジュールは、息が詰まるものだったに違いない。しかも作業所での私語は一切禁止、休憩時にも讚美歌と祈りなど「スピリチュアル」の実践、外出禁止、禁煙、制服着用など、規制に縛られた生活はきつかった筈である。彼らに用意された仕事は、パン焼き、靴修理、紡績や織布など織物関係の仕事、そして港町特有の「コーキング」（船の側板の隙間に詰物をする仕事）などであった。「府中望、p. 33」節くれだった手の農民にこれらの仕事があまくできたかどうか、かなり困難だったと思われる。

この他のオピタル・ジェネラルも、二四年王令をそれなりに実施したことが知られるが、断片的なので注記するに留める。⁽²⁶⁾

結びにかえて——一七二四年王令の「不首尾」を考える

一七二四年王令が掲げた乞食と流民のオピタル・ジェネラルへの「閉じ込め」と、そこでの労働を通しての怠惰の矯正という目標は、以上述べ来たったように果たされなかった。確かに一七二〇年改革で全国的に治安網が確立されたマレシヨセは、王令発布直後は報奨金もあつたためか、熱心に乞食と流民の捕捉に当たった。またオピタル・ジェネラル側もそれらの貧民をそれなりに、受け容れた。しかし、両者の熱意と精勤も長くは続かなか

った。マレシヨセの中には隔日のパトロールさえも行わないものや、放浪する乞食を見つけても、「単純乞食」や仕事を求めて流浪する貧民は見のがした。捕捉するのは「許されざる物乞い」と犯罪を起こしかねない「危険な流民」であった。ギユイエンヌのマレシヨセに代表されるように、地元民の生活に通じた騎馬分遣隊は、物乞いは貧民の「生存の技法」であることを認めていたからである。他方、王権中枢は長い間に想到せず、一八世紀後半になって漸く、自宅から半径二里以内の教区内での物乞いを認めるのである。この点ではマレシヨセの

(26) 例えばブルターニュのナントのオピタル・ジュネラルでは、二四年以降には「閉じ込め貧民」数が、三二〇人から四七〇人へと増加している。恐らく王令遵守の賜物だと思われるが、当オピタル理事会は増えすぎた入所者を維持できないとして、名簿にある貧民のうち二〇〇人には街頭での「物乞い許可証」を交付して、お引き取り願った。そしてこの慣行はその後暫く続いたという。[Paulhe, p. 349]

またサン・テチェンヌ・シャリテ・オピタル・ジュネラルには、マレシヨセや巡邏に捕捉・連行された乞食や流民は、二四年には三六人、二五年には七二人、二六年に四〇人と推移し、以後漸減する。[Gutton, p. 202] 工業都市の割に収容者数が少ないのは、オピタル・ジュネラルが「院外救済」、つまり入所していない貧民家族にパンを支給していたからである。その際、今後は物乞いしないとの言質をとったというが、もちろんこれが守られる筈もなかった。

救済家族数は、二三年には三一六世帯、三三年には五六七世帯にも昇った。この町にも「困窮」がしっかりと根を張っていたのである。

パリのオピタル・ジュネラルを構成する三つの館、サルペトリエール館、ピティエ館、ビセートル館にも二四年から二五年にかけて、収容者が一七六三人も増えたという。[Paulhe, p. 343] これも恐らくはこの管区のマレシヨセが捕らえた乞食ではないかと思われる。

方が現実によく対応していたと云える。

オピタル・ジェネラルも王権や地方長官の強い要請を受けて、マレシヨセや巡邏が捕捉した乞食や流民を受け入れた。そして王令が標的とした「壮健な乞食」に仕事を与えようとした。王令が想定した仕事は、男には橋梁・道路の整備や城壁の補修などいわゆる土木事業であったが、このオピタルでもこういった仕事がある訳ではない。またあつたとしても、これを統率し監督できる職員はオピタルにはいなかった。巡邏にやらせようとしても彼らは拒否した。

そこで大概のオピタルでは、紡績や織布など織物関連の仕事を与えようとした。ほんの短期間、上手くいったオピタルもあつたが、大概是、デイジョン、マコン、オセールのオピタルに見られたように、彼らの労働意欲を引き出すことはできなかった。「収容者個々人の適性と能力に見合う仕事を用意せよ」との統治権力の要請は、とても出来ない相談であつた。現代においても、労働可能な失業者に適職を斡旋することが難しいことなのに、一八世紀の統治権力が、パンとベッドと引き換えに貧民はどんな仕事でもやるに違いないと考えたのは、いかにも浅慮であつた。前述したル・アール・オピタルのコーキング材造りなど、地元固有の仕事がある所は例外であり、ほとんどのオピタルは、労働可能な乞食や流民をもてあまし、労働による怠惰の矯正という崇高な目標を早々と放棄した。

そもそも、王権が想定する乞食と流民像に誤りがあつたように思う。貧民は「物乞いの甘味を覚え、放埒で墮落した生活に馴染んだ」というその認識は、高踏的で現実から乖離していた。下層農民が流民化する可能性は時代とともに大きくなっていた。本文で述べたように平時ですら生存ラインぎりぎり生活している下層農民は、

些細な出来事でも生活が破綻して、家族が解体してしまうのである。そうして男親は故郷と家庭を捨て流浪の旅に出る。決して「放埒と墮落した生活」の末ではなく、困窮極まった結果の選択であった。

他方、都市労働者や職人については、リヨンの流民について眺めたように、「流民」と目された者は、実は多種多様な職業に就いていたが、何らかの事情で生活の資を稼げなくなつて、街道筋や街中で物乞いしつつ仕事を探す貧民だった。彼らは決して「社会的紐帯から外れた者 *gens sans aveu*」＝真の流民ではないし、怠惰を好む「無為無宿」の民でもなかった。

ところで、エリートや統治権力の労働観は、ギルドに代表される勤勉で陶冶され、組織化された労働であった。だが、一般民衆、ことに「下層民衆 *Petits gens*」にとつて、仕事は定常的に在るものではなく、労働機会は景況に左右され、季節により変動する類のものであった。農作業は更に間歇的な労働であった。農繁期の播種、耕耘、獲り入れ、打穀、ぶどうやオリーブの果実の収穫と樹木の剪定などの作業の間には、不生産的な時間があり、冬季はほぼ完全に農作業がなくなった。工業における不連続な労働、農業における間歇的な労働と不生産的な時間を、統治の側は誤つて「怠惰な時間」と見なした。

大局的に云うならアンシアン・レジーム下のフランスでは、就労機会を求めてさまよう貧民の群れが、たといマレシヨセや巡邏に捕捉されなくとも、己の適性に合う仕事を見つけることは至難の業⁷⁴だったろう。都市には宣誓ギルドが主要な業種の製造と販売活動を牛耳っており、自由な営業を阻んでいたからで、彼らに残されたのは「雑業 *petit metier*」——*やちまぎまな* 荷運び人足、屎尿処理、ゴミ処理、ドブ浚い、家事用人——など周辺の労働であった。この制度的障壁が取り払われるには、革命期のル・シャプリエ法の制定まで待たねばならなかった。

この法は、既存ギルドの解散を命じ、その結成を禁じて、「営業＝労働の自由」を保障する画期的なものだった。それでも尚、自由な労働移動を制限する「労働手帳制度」や、苦汗制度など、使用者側＝産業ブルジョワジーの利益を優先する制度設計なのではあるが…。

他方、乞食や流民の中核をなす貧農層―分益小作農、日雇農、下男・下僕など家事使用人や農業労働者など―には絶望的な将来しかなかった。教会十分の一税や二十分の一税、カピタシオン（人頭税）、領主への現物地代と労働地代が農民の生きる糧をほとんど奪い去り、零落の道を掃き清めた。一八世紀後半になると、農民の慣習の権利であった「入会地放牧権 *vaine pâture*」すらも領主に奪われた。入会地は大家畜の放牧だけでなく、牧草、山野草、木材、薪炭、ジビエなどの採集に不可欠であり、とりわけ最下層農民にとっては最後の命綱であったが、統治権力は領主によるその囲い込みを許したのである。それゆえ、ルフエールによれば、一七八九年に全国各地で燃え盛った「農民暴動」に蹶起した農民たちが求めたのは、十分の一税の廃止や現物地代の廃止と並んで、入会権の奪還であった。⁽²⁷⁾

民衆の極度の困窮が、絶対王政の存立基盤である都市の宣誓ギルドと、農村における鞏固な領主制に由来することであれば、乞食と流民の根絶は、この体制下では所詮「見果てぬ夢」でしかなかった。その意味では一七二四年王令は「不首尾」に終わらざるを得なかったと云える。

しかし歴史には狡智がある。州境を越えて物乞いしながら仕事や救済を求める乞食や流民、とりわけ身体健康な乞食や流民を、オピタル・ジェネラルが受け容れたことは、意味がなかったとは云えない。風俗や習慣、言葉すらも異なる（ノルマンディのオピタルでは方言を解する職員を雇うところもあった）「よそ者貧民」を受け容

れることは、それまでの狭い愛郷意識を打ち破る一契機にもなり得た。確かにヴィトレのオピタルのように、王権や地方長官の要請に一切耳を貸さず、これまで通り地元の労働不能貧民に固執するところがあつたのは事実だが、それでも尚、この王令は狭いローカリズムに衝撃を与え、ナショナルのレヴェルで貧民の処遇と救済を構想する契機となり、革命期の変革に繋がったように思う。国家がこの事業に真剣にかつ積極的に関わる姿勢を示したのが、国王による補助金交付 *subvention* であつた。

国庫からどのくらいの額がフランス各地のオピタル・ジェネラルに交付されたのかは、定かではない。ギユトンによれば、最後の三年間、すなわち一七三一年から三三年一〇月までについては、年間二〇〇万リーヴル下賜されたと云うから [Gutton, 1973, p. 165]、二四年から三三年までの一〇年間では、総額四〇五千万リーヴルに達したと見て大過なさそうである。

それまでどのオピタル・ジェネラルも基本的には自主財源による運営だつた。どこも史料が断片的にしか残つていないのでその詳細は不明だが、⁽²⁸⁾ 主財源は地元名望家や聖職者、教団などからのさまざまな寄付と、財産の

(27) ノルマンディの現オルヌ県ラ・モット・フーケ La Motte-Fouquet という寒村では、一七八九年七月二八日に領民が領主の館を襲い証文や権利関係文書を焼却しただけでなく、領主を燃え盛る薪の傍に近づけて火傷の痛みを覚えさせたという。これほどの恨みを買つたのは、領主が数年前に地籍を購入し、農民の放牧地を奪い、森林への立ち入りも禁止したからである。また東部フランシュ・コンテでは、ブザンソンの高等法院が貴族領主に入会地と森林の占有的利用を認めたので、農民は暴力的な反抗にでた。ある寒村の樵たちは「共有地の水」を奪つた領主らの追放を市長に迫つたという。 [Lebvre, pp. 132-134]

運用益だった。二四年王令は、それまで修道院などが個別に行っていた貧民への「施し *aumône*」を、オピタル・ジェネラルに一本化するよう促した。当初は聖職者からの反撥があつたが、輿論の支持があり次第に定着した。

オーヴェルニュとリヨネを例に引けば、カルメル会小修道院がオーリヤックのオピタルに、一〇〇ステイエの小麦と二五リーヴルの地代を寄付している。ティエールのオピタルは、クリユニー修道院のベネディクト派修道院長からライ麦、そら豆、油などを、モンペイルのシトー派修道院からライ麦三〇ステイエを、ラ・シエーズ・デュのベネディクト派修道院から三〇ステイエのライ麦を、寄付された。リヨン管区のロアンヌのオピタルは、フォントヴロ教団が「聖なる木曜日」に配る施し金と、ベネディクト派が出産した母親に配る小麦と魚などを、寄付された。サン・テチェンヌのオピタルは、ある小修道院から小麦を、サン・ラザール修道院の司祭からは遺言で一二千リーヴルの遺贈金を受け取っている。⁽²⁹⁾ [Gutton, 1973, pp. 75-77] 見られるように、現金の寄付よりも食料などの現物での寄付が目につく。オピタルは市民一般からの「義捐金」も募ろうと募金箱を教会などに置いたが、思うように集まらなかった。住民は乞食などに「手ずからの施し」を好んだからである。

オピタル・ジェネラルは必要とする現金を、主に所有する土地・建物など不動産を運用して得たようだ。オピタル・ジェネラル開設に当り、既に廃用となつていたハンセン病院を継承したオピタルは、それを賃貸に供して借地料や家賃を得ていた。⁽³⁰⁾ 例えばイソワールのオピタルは一七二五年から三〇年にかけて、町の住戸の五分の一に相当する一四七戸を所有し、これを賃貸させて、年間一二〇〇〜一四〇〇リーヴルの収入を得ていた。

[Bollande, p. 84]

これに関連して注意を要するのは、資産家がその所有不動産や公債などをオピタルに生前贈与する場合である。オピタルはそれを運用し家賃や利子を受け取るのだが、寄贈者には「年金」を払うという約定がつくことがあった。⁽³¹⁾ 他の財源としては、入所者が院内労働やマニユで製造した物の販売益があるが、一部のオピタルを除いて期待したほどの額にはならなかった。⁽³²⁾ また四旬節 *careme* の間、オピタルは食肉販売を特別に許されて何がしかの収入を得ていた。⁽³³⁾ さらに入市税収入の一部を市から補助される場所もあった。⁽³⁴⁾

(28) ギュトンによれば、オーヴェルニュのオピタル・ジェネラルの理事や会計係は杜撰な会計管理だったという。「イソワールの理事会は、一七〇九年以来現在まで、何がなされたかを正確に報告した会計係は一人もいなかった、と認められた。」結論として、かれは二四年王令を実施する準備ができていなかったのだ、と云う。[Gutton p. 65] こうした状態は何もオーヴェルニュに限ったことではなかった。

(29) この遺贈金は、遺言ではこのオピタルで働く三人の修道女シスターの生計費に充てられるものだったが、何らかの事情で実施されず、オピタルに帰属することになったという。尚、「ステイエ *stier*」は容積の単位で、一ステイエは一五〇〜三〇〇リットルに相当する。

(30) ブリウードのオピタル・ジェネラルは、その賃貸料収入を年間六〇〇リール得ていたが、これは総収入の四分の一に相当した。[Gutton, p. 81] だが利益だけを継承した訳ではない。イソワールのオピタルは、一六九六年に三つのハンセン病施設を併合して、それらがもっていた十分の一税の徴収権を継承したが、同時にそこに付属する司祭の年金支払いの義務も負うことになった。その額は不明だが、かなりの負担になっているらしく、理事会は十分の一税と云うしよに、この「司祭年金 *portion congrue*」の放棄を願うところだ。[Bellande, p. 113]

このように実にいろいろな手段で収入確保に努めたが、一部を除いて、どこのオピタル・ジェネラルも慢性的に赤字経営だった。だから王権による補助金交付はある意味で「天祐」であった。ブルターニユの八つのオピタル・ジェネラルに、一七二八年から三〇年の三年間に、総額三〇四千リーヴルが配分された、うち大規模なレンヌのオピタルには、それぞれ九千、一二千、二三千リーヴルが配分された。それはこのオピタルの総収入の三〇〜五〇%にも相当する大きな金額であり、まさに命綱であった。^[Nougaret, p. 205]しかし残念ながら他のオピタル・ジェネラルについては、二四年王令施行に伴う補助金がどれほどの額交付されたのかは不明である。⁽³⁵⁾

とはいえ、王権がオピタルの規模に応じて補助金を交付したことは間違いない。そしてその際、財務総監ドダグンが細々と使途についての注意事項を述べていた。補助金はオピタルの財源が枯渇したときのみ、地方長官の判断で交付できること、オピタルは本来に必要なものだけに使用すること、建物の建築や補修には使用しないことなどである。財務総監はさらに踏み込んで、オピタルに次の事を要求した。ひとつは、食費単価、つまり「入所者一人一日当りの食費」をどの位に設定しているか回答せよ、という要求である。寄せられた幾つかの回答から、凡そ次のような事実が判明した。

- ① パリがどのジャンルでも高い設定で、病者は一〇スー、病気ではない労働不能者一〇スー、壮健な自発的

(31) 例えばルーアンのオピタル・ジェネラルは、一七一九年に三八千リーヴルもの「終身年金」を支払った。これは支

出総額の三〇%弱を占めた。因みに、この年の入所者の「維持費 *entretien*」は六五千リーヴルだった^[Huc, p. 68]から、終身年金の支払いがいかに重い負担であったかが判る。ところで、一八世紀半ばには、王権はオピタルによる不動産の取得を制限しようと図った。^[Bellande, p. 80]その狙いはオピタルの理事など管理運営に与るものが、職権を

濫用し不正行為を働くことを恐れたためだという。[Imbert, p. 42] これは、一七世紀のハンセン病院における経験を踏まえた措置だと思われる。

ところで、国務卿や大商人など多額寄贈者の中には、本人が死亡した後に、決められた日時に死者のための祈り、例えば「処女の連禱 [a Vierge]」を、皆で大声歌唱すること等を指定するものがあった。それを執り行うチャブレンにオピタルは何かしかの謝礼を支払ったという。[Bellande, p. 112]

(32) ルーアンのオピタルは一七一九年に、入所者が造った靴下・レース・綿布などを販売して一万リーヴルの収入を得た。[Hue, p. 68] またレンヌのオピタルは、一七二八年から三〇年まで、毎年二五〇〇リーヴルの製造物の売り上げを記録したが、これは総収入四〜五万リーヴルの五〜六%でしかない。王権は、入所者は「自分の喰いぶちを自分の労働で稼げ」と考えたが、入所者の大半が労働不能貧民であることから考えて、これこそ見果てぬ夢であった。

(33) イソワールのオピタルは町の牛肉商と協定を結び、買い付けの費用を折半し、オピタル内での販売で得と収益をオピタルが三分の二を、商人が三分の一の割合で分け合った。[Bellande, p. 89]

(34) リヨンでは家畜とワインには入市税を、またサン・シャモンへ出荷される絹織物の梱包や、リヨン港に寄港する石炭船には入市税がかけられたが、その収入の一部がオピタル・ジェネラルに配分された。サン・テチェンヌではワインの入市税から、イソワールでは公設市場で売られる外国産穀物への課税収入の一部が、それぞれオピタルに配分された。[Gutton, p. 82]

(35) わずかにイソワールのオピタルが一七二八年に二千リーヴル、二九年に二四〇〇リーヴル交付された事実が判っている。これは総収入の六〇%にも当たった。しかし収支構成は全く信憑性がない。というのは、例えば一七二九年、当オピタルの燃料代のみが三八二九リーヴルと突出し、反対に、他の費目には支出金額の記載がないからである。食費がゼロとすることはあり得ない。[Bellande, p. 125]

入所者五スー、壮健で懲罰的入所者五スーであった。

② リヨン、リオン、ロアンヌは、どのジャンルでも概ねバリの半額程度であった。⁽³⁶⁾

③ レンヌやヴィトレはその中間で病者は一〇スー、病気ではない労働不能者八スー、壮健な自発的入所者八スー、壮健で懲罰的入所者四スーであった。[Nougaret, p. 202]

ここからは興味ある傾向が読み取れる。どこでも病者貧民が優遇されていることである。ついで「病気ではない労働不能者」だが、これは高齢者貧民であろう。つまり概して地元の労働不能者には「それなりの食事」が供された、と考えられる。これに対して、壮健な貧民は概ね労働不能者の半額の食費で賄われた。レンヌのように、壮健な懲罰的入所者、すなわち「マレシヨセや巡邏に捕捉されたよそ者貧民」は、さらに貧しい食事しか与えられなかった。それは王令が定めた「パンと水」だけの食事と見て間違いない。他方、右の地元の労働不能入所者の「それなりの食事」は、ライ麦パン、肉半ポンド、リングゴ酒一パイント、野菜という内容だった。[Nougaret, p. 202] 明白に差別的処遇がなされた。

こうした回答を受けた財務総監は、レンヌやヴィトレのオピタルには、地方長官を介してこの基準単価の切り下げを要求した。だがオピタルはこの要求に従わなかった。そして他の大方のオピタルも反応しなかった。多くのオピタルでは、地元の病気がちの労働不能者や高齢入所者には、食事にワインやシールドなどを供しており、それが食費を押し上げていたのだが、適量の飲酒は健康によいし、入所者の愉しみでもあると判断して、これを削ろうとは考えなかった。

もう一つ財務総監が要求したことは、補助金は二四年王令で受け容れた貧民にだけ使うように限定したことで

ある。この真意は、二四年王令が標的とした「壮健な乞食や流民」を出来るだけ受け容れよ、ということだった。これに答えて大概のオピタルがマレシヨセの捕捉した乞食や流民を受け容れたこと、前述の通りである。しかし、二〇年代後半からは補助金交付が停滞し、やがて完全に途絶したので、三三年にはその種の貧民受け容れは停止されたのである。

王権は国庫からそれなりの財政出動をして、乞食や流民を閉じ込め、労働可能な者の現場復帰を目指したのだが、うまくゆかなかった。その理由は縷々述べたように、根本的には現実から遊離した貧民観に囚われていたからである。二四年王令では、貧しい地方からの出稼ぎや行商などを認めたが、他方で、依然として、貧民の物乞い行為を処罰の対象としていた。これが緩和されるのは一八世紀後半である。また、補助金交付も計画的ではなく、思いつきでアドホックになされていた。

王権にグラランド・デザインが欠如していたように、パリなどを除いて、ほとんどの地方のオピタル・ジェネラルにも、近代的な運営体制が整っていなかった。確かにどこでも立派な院内規則 *reglement* が作成されていたが、きちんと実施されたかどうか怪しい。前述したように、収支が費目ごとに記載されず、また入所者の詳細も記録されていないのが常態であった。二四年の王令が入所・退所者の記録とその保管を強く促したことは大きな改善であり、史家も漸くその構成が部分的に把握できるようになったのである。この意味でも王権の「指導的介

(36) イソワールのオピタルは、四つのジャンル別ではなく、労働不能者は五スー、壮健な貧民は四スーで食費を賄ってゐる、と回答した。[Bellande, p. 119] リオンと同レヴェルと見られる。

入」は、オピタルの合理的運営への一ステップだった。また前述の如く、入所者の食費単価を報告するように求めたことも、オピタルが予算の合理的配分と施行のためには不可欠な前提であった。

一六五六年のパリのオピタル・ジェネラル創設を起点とし、一六六二年王令によるその全国的展開を経て、一七二四年王令での国王補助金の交付まで、この七〇年の歩みをどう評価すべきだろうか。一連の王令全体を貫く思想には、下層民衆への抑圧態度が優勢なのは見やすい論理である。マレシヨセや巡邏による乞食・流民の捕捉と「閉じ込め」は、確かに「治安優先」である。しかし、オピタル・ジェネラルの現場を見ると、入所者の過半はさまざまな理由で労働不能となった貧民や不幸な子どもたちであった。かれらに、一時的でも「宿と食事 *gîte et couvert*」与えることは、一八世紀の政治評論家やジャーナリストらが非難して止まない、「怠惰とその結果としての無秩序ないしは放蕩を接合すること」[Imbert, p. 294]には全く当たらない。貧民の人生のある時期に訪れた不幸を、幾らかでも緩和しようとする国家と社会の試みでもあった。その意味で「公的支援 *assistance publique*」の萌芽だったと評価できるように思う。

§本稿執筆に利用した文献

I 概説史・社会保障の通史

Jules Siegfried, *Quelques mots sur la misère, son histoire, ses causes et ses remèdes*, Le Havre, 1877

Emile Chevalier, *De l'Assistance dans les campagnes: indigence, prévoyance, assistance*, Paris, 1889

Paul Straus, *Assistance sociale: Pauvres et Mendicants*, Paris, 1901

- Michel Guillaume (ed.), *La sécurité sociale: son histoire à travers les textes*, 3vols, Paris, 1994
- Marcel Lecoq, *L'Assistance par le travail et les jardins ouvriers*, Paris, 1906
- Robin Briggs, *Early Modern France 1560-1715*, Oxford University Press, 1977
- P. J. Coveney, *France in crisis 1620-1675*, London, 1977
- F. Braudel & E. Labrousse (dir.), *Histoire économique et sociale de la France*, tome II, *Des derniers temps de l'âge seigneurial aux préludes de l'âge industriel (1660-1789)*, P.U.F. 1970
- George Lefebvre, *La Grande Peur de 1789*, Paris, 1932
- Arthur-Auguste Mallebay du Cluseau d'Echénac, *L'Assistance publique: ce qu'elle fut, ce qu'elle est*, Paris, 1909
- ギヨーム・ド・ベルティエ・ソヴィニー著／鹿島茂監訳『フランス史』講談社 二〇一九
- ヴォルテール著／丸山熊雄訳『ルイ十四世の世紀』全四冊 岩波文庫 二〇〇一
- ユベール・メチヴィエ著／前川貞次郎訳『ルイ十四世』白水社 一九九五
- 二宮宏之『フランス・アンシアン・レژیーム論』岩波書店 二〇〇七
- 二宮宏之『全体を見る眼と歴史家たち』木鐸社 一九八六
- 二宮宏之・阿河雄二郎編『アンシアン・レژیームの国家と社会』山川出版社 二〇〇三
- 林信明『フランス社会事業史研究』ミネルヴァ書房 一九九九
- ロペール・カステル著／前川真行訳『社会問題の変容』ナカニシヤ出版 二〇二二
- 柴田三千雄ほか編『世界歴史大系 フランス史2』所収の第一章(服部春彦)、第四章(阿河雄二郎)、第五章(林田伸一)、第六章(二宮宏之・柴田三千雄)論文 山川出版社 一九九六
- 林田伸一『ルイ一四世トリシュリユー』山川出版社 二〇一六

- イヴ・マリイ・ベルセ著／阿河雄二郎ほか訳『真実のルイ一四世』昭和堂 二〇〇八
- ミッシェル・フーコー著／田村俣訳『狂気の歴史―古典主義時代における―』新潮社 一九七五
- ミッシェル・フーコー著／田村俣訳『監獄の誕生―監視と処罰―』新潮社 一九七七
- J・L・フランドラン著／森田伸子ほか訳『フランスの家族―アンシアン・レژیーム下の親族・家・性―』勁草書房 一九九三
- 西迫大祐『感染症と法の社会史』新曜社 二〇一八
- 長谷川貴彦『イギリス福祉国家の歴史的源流』東京大学出版会 二〇一四
- 吉尾清『社会保障の原点を求めて―イギリス救貧法・貧民問題の研究』関西学院大学出版会 二〇〇八
- 長谷川まゆ帆「女・男・子どもとの関係史」谷川稔・渡辺和行編著『近代フランスの歴史』ミネルヴァ書房 二〇〇六
- 喜安朗『パリ―都市統治の近代』岩波書店 二〇〇九
- ジャン・ピエール・ルゲ著／井上泰男訳『中世の道』白水社 一九九一
- 大森弘喜「一九世紀末農業恐慌とフランス農業の構造変化」横浜国大『エコノミア』第五五号 五七―一二二頁 一九七五
- メルシエ著／原宏編訳『一八世紀パリ生活誌』上下 岩波文庫 一九八九
- 福井憲彦『物語 パリの歴史』中公新書 二〇二一
- II 疫病・病院史
- Robert Vial, *Histoire des hôpitaux de Paris en quatre cents dates. Les blouses blanches de Charlemagne à Jacques Chirac*, Paris, 1999
- Françoise Salun Ramahlo, *L'Assistance et le soin, Un musée hospitalier à Paris, Le Musée de l'AP-HP, Paris, 2008*

- Henri Sauval, *Histoire et recherche des antiquités de la Ville de Paris*, Paris, 1724
- Pierre Valley-Radot, *Deux siècles d'histoire hospitalière de Henri IV à Louis-Philippe. (1602-1836)*, Paris, 1947
- Jean Imbert, *Histoire des Hôpitaux en France*, Paris, 1982
- Jean Imbert, *Le droit hospitalier de l'Ancien Régime*, PUF, 1993
- André Pecker (ed), *La Médecine à Paris du XVIIIe au XIXe siècle*, Paris, 1990
- Marie-Claude Dinet-Le Comte & Pascal Montaubin, *Les Hôpitaux de Picardie du Moyen Âge à la Révolution*, Amiens, 2014
- Jean-Ch. Sourmia et François Vial, *Histoire des grands hôpitaux parisiens*, André Pecker (ed.) *La médecine à Paris du XIIIe au XXe siècle*, p. 117-130, Paris, 1984
- Sophie Riche & Sylvain Riquier, *Des hôpitaux à Paris, Etat des fonds des Archives de l'AP-HP XVe-XXe siècles*, Paris, 2000
- John Howard, *Etat des prisons, des hôpitaux et des maisons de force*, traduit de l'anglais, Paris, 1788
- Musée de l'Assistance Publique, *Hôpitaux de Paris depuis 100 ans: La société, l'hôpital et les pauvres*, Paris, 1996
- Françoise Bériac, *Histoire des lépreux au Moyen Âge. Une société des d'exclus*, Paris, 1988
- Le Musée de l'AP-HP, *Un musée hospitalier à Paris*, Paris, 2008
- J. P. Martineaud, *Les ordres religieux dans les hôpitaux de Paris*, 2002
- 嵩井里恵子「一六世紀前半におけるパリのオテル・デュー改革」東京女子大『史論』五六 九五―一三三頁
- W・H・マクニール著／佐々木昭夫訳『疾病と世界史』上下 中公文庫 二〇〇七
- 川喜田愛郎『近代医学の史的基盤』上下 岩波書店 一九七七
- ステイープ・バーカー著／千葉喜久枝訳『医療の歴史―穿孔開頭術から幹細胞治療までの一万二千年史』創元社 二〇

- アルフレッド・フラン克蘭著／高橋清徳訳『排出する都市パリ』〔一八九〇〕 悠書館 二〇〇七
- 岡田晴恵『感染症は世界史をうごかす』 筑摩書房 二〇〇六
- 蔵持不三也『ペストの文化誌—ヨーロッパの民衆文化と疫病』 朝日新聞社 一九九五
- モニク・リュスネ著／宮崎揚弘・工藤則光訳『ペストのフランス史』 同文館 一九九八
- ケテル著／寺田光徳訳『梅毒の歴史』 藤原書店 一九九六
- Ⅲ オビタル・ジエネラル
- Comte de Mirabeau, *Observations d'un voyageur anglais, sur la Maison de Force appelée Bicêtre*, Paris, 1788
- Henry Légiér-Desgranges, *Hospitalières d'autrefois, Hôpital Général de Paris 1656-1790*, Paris 1952
- Nicolas Sainte Fare Garnot, L'Hôpital Général de Paris, Institution d'assistance, de police, ou de soins ?
Histoire, Economie et Société, 1984 3^e année, no. 4, pp. 535-542
- Bourneville, *Histoire de Bicêtre: histoire, organisation, budget, statistique*, Paris, 1893
- Richard F. Elmore, *The origins of the Hospital General of Paris*, 1975
- Louis Boucher, *La Salpêtrière, son histoire de 1656 à 1790*, Paris, 1883
- Jean-Pierre Carrez, *Femmes opprimées à la Salpêtrière de Paris, (1656-1791)*, Paris, 2005
- Joseph Estienne, L'Hôpital Général des Pauvres de Paris aux XVII^e et XVIII^e siècles, *Revue de l'Assistance publique à Paris*, 1953,
no. 22, p. 255-287; no. 23, p. 383-396; no. 24, p. 519-540; no. 25, p. 737-754
- Renée Duval, Une Institution royale: *L'Hôpital Général de Paris, son organisation et son rôle social, mémoire de la maîtrise*, Paris,
1956

- Jean Couteaux, Histoire de la Salpêtrière, *La Revue hospitalière de France*, mai-juin, 1944, pp. 106-127, 216-242
- Alexandre Tutey, *L'assistance publique à Paris pendant la Révolution*, I. *Les Hôpitaux et Hospices, 1789-1791*, Paris, 1895
- Maximilien Vessier, *La Pitié-Salpêtrière: Quatre siècles d'histoire et d'histoires*, Paris, 1999
- Raoul Allier, *La « Cabale des Dévots » 1637-1666*, Paris, 1902
- P. Bru, *Histoire de Bicêtre (hospice, prison, asile)*, Paris, 1890
- Jean Delamaré & Thérèse Delamaré-Riche, *Le Grand Renfermement: Histoire de l'hospice de Bicêtre 1657-1974*, Paris, 1990
- Emile Richard, *Histoire de l'Hôpital de Bicêtre (1250-1791): Une des maisons de l'Hôpital Général de Paris*, Paris, 1889
- Maurice Capul, *Infinité et Hérésie—Les enfants placés sous l'Ancien Régime*, Paris, 1990
- Bernard Bellande, *L'Ancien Hôpital Général d'Issore: Histoire institutionnelle et sociale de 1674 à la Révolution*, Montpellier, 1961
- B. Bolotte, *Les Hôpitaux et l'assistance dans la province de Bourgogne au dernier siècle de l'Ancien Régime*, Dijon, 1968
- Alphonse Martin, *Histoire de l'Hôpital Général du Havre et de Pré-de-Saint de Saint Roch*, Freecamp, 1879
- François Hue, *Histoire de l'Hospice-général de Rouen, 1602-1840*, Rouen, 1903
- Michel Vovelle, *Le Grand Renfermement en Provence. Provence historique*, t. 32, pp. 261-282, 1982
- François-Paul Blanc, *La Répression de la mendicité et l'Hôpital Général de la Charité de Marseille au XVIIe et XVIIIe siècles. Arts et Livres de Provence*, no. 75, pp. 95-136, 1970
- Pierre Vallery-Rador, *L'Hôpital de Bicêtre, La Presse Médicale*, no. 38, «chroniques», pp. 557-558, 1945
- Jean Dormont, Bicêtre, *Bulletin, Société française d'histoire des hôpitaux* (special collection) vol. 55 pp. 23-27, 1987
- Briette de Boimont, *Mémoire pour l'Etatblissement d'un hospice d'aliénés*, Paris, 1836
- Philippe Auzépy-Elie Majdani, *La vie quotidienne à l'Hôpital de Bicêtre au XXe siècle*, Paris, 1999

- jacquine Gateaux-Memecier, *Bonneville et l'enfance aliéné*, Paris, 1989
- Nadine Simon, *La Pitié-Salpêtrière*, St-Benoit-la-Forêt, 1986
- Jacque Postel, *Genèse de la Psychiatrie, les premiers écrits psychiatriques de Pinel, Le Sycomore*, pp. 35-71, 215-254, Paris, 1981
- 田村初穂「パリ総救貧院に関する一考察」早稲田大学大学院文学研究科修士論文 二〇一三
- 府中望「一七世紀末フランスの総合救貧院制度―マルセイユの愛徳総合救貧院の事例を通して―」『西洋史研究』二〇〇六
- 室由佳子「旧体制下フランスの地方統治における権力と慈善―ボルドー地方エリートの救貧への関り」『史学雑誌』一二五二―一〇一六
- IV 乞食・流民・捨子などの処遇「マノン」
- Paul-M. Boudois, *La disette de 1662, Revue d'Histoire économique et sociale*, Vol. 12-1, 1913, pp. 53-118
- Jean-Pierre Gutton, *La société et les pauvres, l'exemple de la Généralité de Lyon*, Paris, 1971
- Jean-Pierre Gutton, *L'Etat et la mendicité dans la première moitié du XVIIIe siècle*, Auvergne, Beaujolais, Forez, Lyonnais, Lyon, 1973
- Jean-Pierre Gutton, *L'enfermement à l'âge classique*, Jean Imbert (ed.), *Histoire des hôpitaux en France*, Paris, 1982
- Léon Cahen, *Le Grand Bureau des Pauvres de Paris au milieu du XVIIIe siècle*, Paris, 1904
- Camille Bloch, *L'Assistance et l'Etat en France à la veille de la Révolution, Généralités de Paris, Rouen, Alençon, Orléans, Soissons, Amiens, Paris*, 1908
- Abbé Orcini, *Histoire de Saint Vincent de Paul*, Paris, 1852
- L.-M. Moreau-Christophe, *Du problème de la Misère*, Paris, 1851

- Leon Lallemand, *Histoire de la Charité*, tome 4, *Les temps modernes, 16e-19e siècle*, Paris, 1910
- Léon Lallemand, *Histoire des Enfants abandonnés et délaissés*, Paris, 1885
- Louis Rivière, *Mendiants et Vagabonds*, Paris, 1902
- Christian Pautre, *De la répression de la mendicité et du vagabondage en France sous l'Ancien Régime*, Paris, 1906
- Paul Cottin, *Rapports inédits du Lieutenant de Police, René d'Argenson*, Paris, 1841
- Louis Parturier, *L'Assistance à Paris sous l'Ancien Régime et pendant la Révolution*, Paris, 1897
- Christine Chapalain-Nougaret, *Misère et Assistance dans le pays de Rennes au XVIIIe siècle*, Nantes, 1989
- Guy Thuillier, *Aux origines de l'administration sociale: Le Rapport sur la mendicité de Loménie de Brienne en 1775*, Paris, 2003
- Guy Thuillier, Un observateur des misères sociales: Leclerc de Monlinot, *Bulletin d'Histoire de la Sécurité sociale*, no.19, pp. 7-55
- Leclerc de Monlinot, *Essai sur la Mendicité*, Paris, 1786
- Leclerc de Monlinot, *Etat actuel de la Maison de Travail de la Généralité de Soissons*, 1781
- J. F. Trosne, *Mémoire sur les vagabonds et sur les mendiants*, Paris, 1764
- C. Roman, Le monde des pauvres à Paris au 18^e siècle, *Annales, Economies, Sociétés, Civilisations*, 1982, 104, pp. 729-763
- C. Roman, Mendiants et policiers à Paris au 18^e siècle, *Histoire économique et Société*, 1982, pp. 259-295
- Arlette Farge, Le mendiant, un marginal ?- Les résistances aux archers de l'Hôpital dans Paris du XVIIIe siècle, Farge (ed.), *Marginaux et exclusifs de l'histoire*, Cahiers, Jussieu no. 5, Paris, UGE 1979, pp. 312-328
- Marie Vincent-Cassy, Prison et châtiments à la fin du Moyen Âge, Farge(ed.), *Marginaux et exclusifs de l'histoire*, Cahiers, Jussieu no. 5, Paris, UGE 1979, pp. 262-274
- Micheline Baulant, Groupes mobiles dans une société sédentaire: la société rurale autour de Meaux au XVIIIe et XVIIIe siècles, Farge

- (ed.), *Marginalia et excelsis de l'histoire*, Cahiers, Jussieu no.5, Paris, UGE 1979, pp. 78-120
- Alan Forrest, *French Revolution & the Poor*, Oxford, 1981
- Thomas Mestay Adams, *Bureaucrats and Beggars: French social policy in the Age of Enlightenment*, Oxford, 1990
- Olwen Hufton, *The poor of the Eighteenth-century France*, 1750-1789, Oxford, 1974
- Olwen Hufton, *Begging, Vagrancy, Vagabondage and the Law*, An aspect of the problem of poverty in Eighteenth-century France, *European Studies Review*, 1972, pp. 97-123
- G. Valtan, *Misère et charité en Provence au XVIIIe siècle*, Paris, 1899
- G. Sannois de Chevert, *L'Indigence et l'Assistance dans les campagnes*, Paris, 1889
- Henri Sauval, *Histoire et Recherche des antiquités de la Ville de Paris*, 3 vols, Paris, 1724
- Jean Sandrin, *Enfants trouvés, enfants ouvriers 17e-19e siècle*, Paris, 1982
- Antoinette Chamoux, *Enfants illégitimes et enfants trouvés, Annales de Démographie historique*, 1973, pp. 422-429
- Jean-Pierre Bardet, *Enfants abandonnés et enfants assistés à Rouen dans la seconde moitié du XVIIIe siècle, Annales de Démographie historique*, 1973, Hommage à Marcel Reinhard, pp. 19-47
- Jean-Claude Peyronnet, *Les enfants abandonnés et leurs nourrices à Limoges au XVIIIe siècle, Revue d'histoire moderne et contemporaine*, tome 23, no.3 1976, pp. 418-441
- Claude Delassel, *Les enfants abandonnés à Paris au XVIIIe siècle, Annales, Economies, Sociétés, civilisations*, no.1, 1975, pp. 187-218
- Dr. Dumesnil, *L'industrie des nourrices et la mortalité des nourrissons, Annales d'Hygiène Publique et Médecine Légale*, 1867, II, pp. 5-87

- Fanny Fay-Sallous, *Les nourrices à Paris au XIXe siècle*, Paris, 1997
- Jean-Noël Luc & Frédéric Médard (dir.) *Histoire et Dictionnaire de la Gendarmerie de la Maréchaussée à nos jours*, Paris, 2013
- Pascal Brouillet, La maréchaussée et la gendarmerie à l'époque des siècles, J. Noël & Frédéric Médard (dir.) *Histoire et Dictionnaire de la Gendarmerie de la Maréchaussée à nos jours*, Paris, 2013
- Iain A. Cameron, *Crime and Repression in the Auvergne and the Guyenne, 1720-1790*, Cambridge Univ. Press, 1981
- Martin Daniel, La maréchaussée au XVIIIe siècle, les Hommes et l'institution en Auvergne, *Annales historiques de la Révolution Française*, no.239, 1980, pp. 91-117
- Jacques Largnier & Renée Martinage, L'activité judiciaire de la Maréchaussée de Flandre (1679-1790), *Revue du Nord*, tome 61, no. 242, 1979 pp. 593-608
- P. Crépillon, Un « Gibier des Prévoits » : mendiants et vagabonds au XVIIIe siècle entre la Vire et la Dives, 1720-1789, *Annales de Normandie*, no.17, 1967, pp. 233-252
- André Garnier, Histoire de la Maréchaussée de Langres de 1720 à 1789, *Mémoires de la Société pour l'histoire de droit et des institutions des anciens pays bourguignons, comtois et romands*, 1950-1951, t. 13, pp. 211-275, t. 14, pp. 35-129
- Joseph Piquet, *Histoire de la Maréchaussée de Gévaudan*, Mendé, 1912
- Julian Gomez Pardo, *La Maréchaussée et le crime en Ile-de-France sous Louis XIV et Louis XV*, Paris, 2012
- 正本忍『フランス絶対王政の統治構造再考：マレシヨールに見る治安・裁判・官僚制』刀水書房 二〇一九
- 二宮宏之「七千人の捨児——八世紀パリ考現学——」『全体を見る眼と歴史家たち』木鐸社 一九八六
- 中田元子『乳母の文化史——九世紀イギリス社会に関する一考察』人文書院 二〇一九
- ジャン・ジャック・ルソー著／桑原武夫訳『告白』上中下 岩波文庫 一九八七

- 田中拓道「ヨーロッパ貧困史・福祉史研究の方法と課題」『歴史学研究』八八七号 一―二九頁 二〇一一
 河原温「中近世ヨーロッパにおける都市の慈善と救貧」『史学』第八七卷第三号 二二―一四〇頁
 N・Z・デーヴィス著／成瀬駒男ほか訳『愚者の王国・異端の都市』平凡社 一九八七
 千葉治男「フランス近世都市と貧民」吉岡昭彦編著『政治権力の史的分析』御茶の水書房 一九七五
 千葉治男「ヨーロッパ近世の貧民」木村尚三郎・佐々木潤之介ほか編著『中世史講座』第七卷 学生社 一九八五
 千葉治男『義賊マンドラン―伝説と近世フランス社会―』平凡社 一九八七
 蔵持不三也『英雄の表徴―大盜賊カルトゥーシユと民衆文化―』新評論 二〇一一
 高澤紀恵「近隣関係・都市・王権―一六―一八世紀パリ」岩波講座『世界歴史』16 『主権国家と啓蒙』岩波書店 一九九
 九
 高澤紀恵『近世パリに生きる―ソシアリティと秩序』岩波書店 二〇〇八
 ブロニスワフ・ゲレメク著／早坂真理訳『憐れみか縛り首か』平凡社 一九九三
 ピエール・テイヨン著／福井憲彦訳『監獄の時代―近代フランスにおける犯罪の歴史と懲治監獄体制の起源に関する試論―』新評論、一九八二
 大森弘喜「一九世紀初頭パリの救貧行政」関東学院大学『経済系』二三八集 一六―二九頁 二〇〇九
- V 資料・事典類
- Déclaration du roi, pour l'établissement d'un Hôpital général en toutes les villes et gros bourgs du royaume, suivant les ordonnances des rois Charles IX et Henri III, A. Fantanon (ed), *Code du L'Hôpital Général de Paris*, Paris, 1786
 Manger, *Simple notes sur l'Organisations des secours publics à Paris*, Paris, 1905

Alfred Fierro, *Histoire et Dictionnaire de Paris*, Paris, 1996 鹿島茂監訳『パリ 歴史事典』白水社、二〇一一年(これはフランス語版の後半にある事典を翻訳したものである。)

Alain Decaux & André Castelot, *Dictionnaire d'Histoire de France*, Perrin, Paris, 1981

J. L. Pinol (ed.), *Atlas historique des villes de France*, Paris, 1996

Nomenclature des Communes et Principaux lieux-dits de France, Rennes, 1974

浜林正夫ほか編訳『原典イギリス経済史』御茶ノ水書房 一九七二年

〔資料〕高橋清徳訳「パリの一般警察および諸職に関する国王ジャン二世の勅令」(1351.1.30) 千葉大学『法学論集』

一一二 一九八七 六一―一二七頁

E・A・リヴィングストン編／木寺廉太訳『オックスフォード キリスト教辞典』教文館 二〇一七年

ジャン・ロベール・ピット編／木村尚三郎監訳『パリ 歴史地図』東京書籍 二〇〇〇年

(二〇二二年九月八日 脱稿)